



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する
 条例(第59号) 2549
- ◇建築基準法の一部を改正する法律の
 施行に伴う関係条例の整備に関する
 条例(第60号) 2550
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正す
 る条例(第61号) 2550

規 則

- ◇川崎市生活保護法施行細則の一部を
 改正する規則(第67号) 2550
- ◇建築基準法の一部を改正する法律の
 施行に伴う関係規則の整備に関する
 規則(第68号) 2552
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正す
 る条例の施行期日を定める規則(第
 69号) 2552

告 示

- ◇健全化判断比率の公表(第480号)..... 2552
- ◇資金不足比率の公表(第481号)..... 2552
- ◇予防接種の業務を行う医師(第482
 号) 2553
- ◇平成31年度作業報酬下限額(第483
 号) 2553
- ◇自転車等の撤去と保管(第484号)..... 2553
- ◇議決された予算の公表(第485号)..... 2553
- ◇道路区域の変更(第486号)..... 2554
- ◇川崎市男女共同参画センターの指定
 管理者の指定(第487号)..... 2554
- ◇介護保険法等によるサービス事業所
 等の廃止等(第488号)..... 2554
- ◇介護保険法によるサービス事業者等
 の指定等(第489号)..... 2555
- ◇たき火及び喫煙の禁止(第490号)..... 2555
- ◇自転車等の撤去と保管(第491号)..... 2557
- ◇道路の供用開始(第492号)..... 2557

- ◇告示の訂正(第493号)..... 2557
 - ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
 要届出区域の指定(第494号)..... 2557
 - ◇予防接種の業務を行う医師(第495
 号) 2559
 - ◇道路区域の変更(第496号)..... 2559
 - ◇道路の供用開始(第497号)..... 2559
- 公 告
- ◇一般競争入札の執行(第476号)..... 2559
 - ◇道路位置の廃止(第477号)..... 2561
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第478
 号) 2561
 - ◇条例環境影響評価準備書の公告(第
 479号)..... 2561
 - ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
 の届出(第480号)..... 2562
 - ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
 の届出(第481号)..... 2562
 - ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
 の届出(第482号)..... 2563
 - ◇一般競争入札の執行(第483号)..... 2564
 - ◇公募型プロポーザルの実施(第484
 号) 2566
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第485
 号) 2567
 - ◇道路位置の廃止(第486号)..... 2567
 - ◇一般競争入札の執行(第487号)..... 2567
 - ◇公募型プロポーザルの実施(第488
 号) 2568
 - ◇一般競争入札の執行(第489号)..... 2569
 - ◇一般競争入札の執行(第490号)..... 2570
 - ◇一般競争入札の執行(第491号)..... 2572
 - ◇一般競争入札の執行(第492号)..... 2573
 - ◇公募型プロポーザルの実施(第493
 号) 2575
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第494
 号) 2575
 - ◇一般競争入札の執行(第495号)..... 2576
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第496
 号) 2577

◇開発行為に関する工事の完了 (第497号) …………… 2577	上下水道局公告
◇道路位置の廃止 (第498号)…………… 2577	◇一般競争入札の執行 (第68号) …………… 2599
◇開発行為に関する工事の完了 (第499号) …………… 2578	◇一般競争入札の執行 (第69号) …………… 2600
◇一般競争入札の執行 (第500号)…………… 2578	◇一般競争入札の執行 (第70号) …………… 2604
◇道路位置の廃止 (第501号)…………… 2579	◇一般競争入札の執行 (第71号) …………… 2605
公告 (調達)	◇一般競争入札の執行 (第72号) …………… 2607
◇一般競争入札の執行 (第379号)…………… 2580	上下水道局公告 (調達)
◇一般競争入札の執行 (第380号)…………… 2581	◇落札者等の公示 (第16号) …………… 2613
◇一般競争入札の執行 (第381号)…………… 2583	病院局公告
◇一般競争入札の執行 (第382号)…………… 2584	◇一般競争入札の執行 (第36号) …………… 2613
◇一般競争入札の執行 (第383号)…………… 2586	◇一般競争入札の執行 (第37号) …………… 2615
◇一般競争入札の執行 (第384号)…………… 2587	消防局公告
◇一般競争入札の執行 (第385号)…………… 2589	◇指定催しの指定 (第11号) …………… 2619
◇一般競争入札の執行 (第386号)…………… 2590	◇サイレンの吹鳴 (第12号) …………… 2619
◇一般競争入札の執行 (第387号)…………… 2592	教育委員会訓令
◇一般競争入札の執行 (第388号)…………… 2593	◇川崎市教育委員会職員勤務時間等 に関する規程の一部を改正する訓令 (第4号)…………… 2619
◇一般競争入札の執行 (第389号)…………… 2595	選挙管理委員会告示
税公告	◇各種請求及び委員の解職請求をする に必要な選挙権を有する者の数 (第4号)…………… 2619
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第191号) …………… 2596	監査公表
◇納期限変更告知書の公示送達 (第192号) …………… 2597	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果 について (第7号)…………… 2620
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第193号) …………… 2597	区公告
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第194号) …………… 2597	◇住民票の職権消除 (川崎区第83号) …………… 2648
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第195号)…………… 2597	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (川崎区第84号) …………… 2648
◇差押解除通知書の公示送達 (第196号) …………… 2597	◇介護保険料に係る配当計算書 (謄 本) の公示送達 (川崎区第85号) …………… 2648
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第197号)…………… 2597	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (川崎区第86号) …………… 2649
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第198号) …………… 2597	◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (幸区第34号) …………… 2649
◇納期限変更告知書の公示送達 (第199号) …………… 2597	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (幸区第35号) …………… 2649
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第200号) …………… 2598	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達 (幸区第36号) …………… 2649
◇督促状の公示送達 (第201号)…………… 2598	◇住民票の職権消除 (幸区第37号) …………… 2650
◇税額決定通知書の公示送達 (第202号) …………… 2598	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (中原区第49号) …………… 2650
◇納税通知書の公示送達 (第203号)…………… 2598	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達 (中原区第50号) …………… 2650
上下水道局告示	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達 (高津区第52号) …………… 2650
◇川崎市排水設備指定工事店の指定の 取消し (第46号) …………… 2599	◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達 (高津区第53号) …………… 2650
	◇国民健康保険料に係る納入通知書の

公示送達(高津区第54号)	2651
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(宮前区第53号)	2651
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達(宮前区第54号)	2651
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(宮前区第55号)	2651
◇国民健康保険料に係る配当計算書 (謄本)の公示送達(多摩区第68号)	2652
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(多摩区第69号)	2652
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(多摩区第70号)	2652
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(多摩区第71号)	2652
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(麻生区第51号)	2653
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(麻生区第52号)	2653
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(麻生区第53号)	2653
◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達(麻生区第54号)	2653
辞 令	
◇9月1日付け	2654

条 例

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月11日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第59号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第274号」を「第276号」に改め、同条第197号イ(ア)中「第262号及び第264号」を「第264号及び第266号」に改め、同条中第290号を第292号とし、第270号から第289号までを2号ずつ繰り下げ、同条第269号中「第262号」を「第264号」に改め、同号を同条第271号とし、同条第268号ア中「第264号ア」を「第266号ア」に改め、同号イ中「第264号イ」を「第266号イ」に改め、同号ウ(ア) a中「第264号ウ(ア)」を「第266号ウ(ア)」に改め、同号ウ(イ) a(a)中「第264号ウ(イ) a」を「第266号ウ(イ) a」に改め、

同号ウ(イ) b中「第264号ウ(イ) b」を「第266号ウ(イ) b」に改め、同号ウ(イ) c中「第264号ウ(イ) c」を「第266号ウ(イ) c」に改め、同号を同条第270号とし、同条第267号を同条第269号とし、同条第266号ア(イ)中「第264号ア(イ)」を「第266号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第264号イ(イ)」を「第266号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第264号ウ(イ)」を「第266号ウ(イ)」に改め、同号を同条第268号とし、同条第265号中「第267号」を「第269号」に改め、同号を同条第267号とし、同条第264号ア(イ) a中「第266号及び第268号」を「第268号及び第270号」に改め、同号ア(イ) b及びc中「第268号」を「第270号」に改め、同号を同条第266号とし、同条中第263号を第265号とし、第262号を第264号とし、第261号を第263号とし、同条第260号ア(イ)中「第258号ア(イ)」を「第260号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第258号イ(イ)」を「第260号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第258号ウ(イ)」を「第260号ウ(イ)」に改め、同号を同条第262号とし、同条第259号中「第261号」を「第263号」に改め、同号を同条第261号とし、同条第258号ア中「第260号、第264号、第266号及び第268号」を「第262号、第266号、第268号及び第270号」に改め、同号イ中「第260号、第264号及び第266号」を「第262号、第266号及び第268号」に改め、同号を同条第260号とし、同条中第257号を第259号とし、第256号を第258号とし、第255号を第257号とし、同条第254号中「第256号」を「第258号」に改め、同号ア中「第252号ア(ア)又は(イ)」を「第254号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第252号イ(ア)から(ケ)まで」を「第254号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第252号ウ(ア)又は(イ)」を「第254号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第256号とし、同条第253号中「第255号」を「第257号」に改め、同号を同条第255号とし、同条第252号イ中「第254号」を「第256号」に改め、同号を同条第254号とし、同条中第251号を第253号とし、第230号から第250号までを2号ずつ繰り下げ、第229号を第230号とし、同号の次に次の1号を加える。

(231) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

同条中第228号を第229号とし、第206号から第227号までを1号ずつ繰り下げ、同条第205号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同条第206号とし、同条第204号の次に次の1号を加える。

(205) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

第5条中「第2条第288号」を「第2条第290号」に改

める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第60号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市福祉のまちづくり条例の一部改正)

第1条 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条中「同条第5項」の次に「若しくは第6項」を加える。

(川崎市建築基準条例の一部改正)

第2条 川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第6条第2項本文中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項各号」に、「許可」を「認定又は許可」に改める。

第62条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加える。

第63条の2第1項ただし書中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項各号」に、「許可」を「認定又は許可」に、「同項ただし書」を「同項各号」に改める。

(川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加える。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月14日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第61号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第4項を次のように改める。

4 建築物の一部が前項に該当する場合には、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

第30条に次の1項を加える。

5 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合には、令第112条第12項の規定を準用する。

第57条第4号中「第112条第14項」を「第112条第13項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規

則

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第67号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

保護決定調書

支給対象月
支給区分
決定年月日

Table with 4 columns: 地区名, ケース番号, 世帯主氏名, 開始年月日

Table with 10 columns: 担当員, 所在地, 代表地, 国籍, 世帯類型, 労働力類型, ケース格付, 保護歴, 世帯分離, 単併

通知 No 決定理由 ◆過払い・手持ち金・手計算結果等

最低生活費認定欄

Table for minimum living cost certification with columns for No, Name, Sex, Grade, Season, Life Type, etc.

Summary table for living cost certification with columns for 居宅分, 級地・冬季・認定率, 別居・入院分, 加算, 住宅費, etc.

収入認定欄

Table for income certification with columns for No, 就労収入, 夏季賞与等, 不就労収入, etc.

Summary table for income certification with columns for 収入認定額, 分割収入充当額, 収入認定総額, etc.

扶助額決定欄

Table for determining assistance amounts with columns for 生活, 住宅, 教育, 施設事務費, etc.

追給・過支給額

Table for back payment and overpayment with columns for 月分, 生活, 住宅, 教育, 施設事務費, etc.

一時扶助内訳(再掲)

Table for one-time assistance breakdown with columns for (), (), (), (), (), (), ()

Table for payment method with columns for 支払方法, 区分, 送金先, 金融機関, etc.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年9月11日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第68号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の表指導部の部建築審査課の項第6号中「第43条第1項」を「第43条第2項」に、「許可」を「認定及び許可」に改める。

(川崎市興行場法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市興行場法施行細則(昭和47年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加える。

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則(平成15年川崎市規則第120号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

附 則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年9月14日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第69号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第61号)の施行期日は、平成30年9月25日とする。

告 示

川崎市告示第480号

健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を公表します。

平成30年9月3日

川崎市長 福田 紀 彦

平成29年度決算に基づく健全化判断比率 (単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.9 (25.0)	121.7(400.0)

- 1 表中の括弧内の数値は川崎市に適用される早期健全化基準である。
- 2 表中の「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

川崎市告示第481号

資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表します。

平成30年9月3日

川崎市長 福田 紀 彦

平成29年度決算に基づく資金不足比率 (単位:%)

特 別 会 計 の 名 称	資金不足比率
病 院 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—
自 動 車 運 送 事 業 会 計	2.7
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	—

- 1 川崎市に適用される経営健全化基準は20.0%である。
- 2 表中の「資金不足比率」における「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

川崎市告示第482号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成30年9月3日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
池内 信人	池内クリニック 新百合ヶ丘 内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺 1-1-2 シティモール4F 405
金 晶恵	はぐくみ 母子クリニック 元住吉	川崎市中原区木月 1-24-27 アルページュ元住吉101
矢川 祐介	やがわ内科・ 消化器内科	川崎市宮前区土橋 1-21-11 1F

川崎市告示第483号

川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する作業報酬下限額を次のとおり定めたので、告示します。

平成30年9月4日

川崎市長 福田紀彦

川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

1,025円

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市告示第484号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年9月4日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

川崎市告示第485号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成30年9月3日招集の平成30年第3回川崎市議会定例会において、平成30年9月5日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成30年9月6日

川崎市長 福田紀彦

平成30年度川崎市一般会計補正予算

議案第153号

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成30年9月6日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
平成30年度 公共施設 管理運営 事業費	平成31年度 から 平成34年度 まで	千円 1,693,096	平成31年度 から 平成34年度 まで	千円 1,918,096

川崎市告示第486号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年9月6日から平成30年9月21日まで一般の縦覧に供します。

平成30年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	大師河原第4号線	川崎市川崎区大師河原2丁目4662番9先	7.00	20.90	隅切りを含む
		川崎市川崎区大師河原2丁目4678番2先	11.18		
新	大師河原第4号線	川崎市川崎区大師河原2丁目4662番9先	15.26	20.90	隅切りを含む
		川崎市川崎区大師河原2丁目4678番2先	17.72		

川崎市告示第487号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号）第4条第3項の規定により告示します。

平成30年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市男女共同参画センター 川崎市高津区溝口2丁目20番1号
指定管理者	(所在地) 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 (名称) すくらむ21運営共同事業体 (代表者名) パーソルテンブスタッフ株式会社 代表取締役 和田 孝雄
指定期間	平成30年10月1日から 平成33年3月31日まで

川崎市告示第488号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年6・7月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 スマイル・アイ・ケアプランサービス	1475401533	遊・悠くらぶ・生田	川崎市多摩区栗谷4-1-15 ヨシダビル101	通所介護
有限会社 アレン・ケアセンター	1475600431	アレン・ケアセンター	川崎市麻生区細山4-19-4	訪問介護
有限会社アレン・ケアセンター	1475602148	ケアセンターみらい	川崎市麻生区細山4-19-4	居宅介護支援
株式会社メディコサービス	1475202394	デイハイム鹿島田	川崎市中原区上平間1221-107	居宅介護支援

川崎市告示第489号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護

予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年9月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
特定非営利活動法人 ひまわりの里	1475003925	たちばなケア	川崎市川崎区大島4-21-4	居宅介護支援
株式会社 アップル介護サービス	1475202840	アップル居宅介護支援	川崎市中原区新城中町14-14 服部ビル1F	居宅介護支援
株式会社 アップル介護サービス	1475202832	アップル介護サービス	川崎市中原区新城中町14-14 服部ビル1F	訪問介護
株式会社 アップル介護サービス	1495200436	アップルデイサービス	川崎市中原区新城中町14-14 服部ビル1F	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ばんじい	1495200428	ふれあいデイ ばんじい	川崎市中原区木月三丁目5番 32号 ホワイトパレス102号室202号室	地域密着型通所介護
株式会社ニチイ学館	1495100131	ニチイケアセンター 川崎小倉	川崎市幸区小倉5-30-46	共用型認知症対応型通所介護
株式会社ニチイ学館	1495200071	ニチイケアセンター 川崎宮内	川崎市中原区宮内1丁目7番 12号	共用型認知症対応型通所介護
セントケア神奈川株式会社	1495600486	セントケア看護小規模 たま美	川崎市麻生区多摩美1-2-4	看護小規模多機能居宅介護
社会福祉法人 みずほ	1475401996	特別養護老人ホーム まほろば	川崎市多摩区生田1-4-17	短期入所生活介護

川崎市告示第490号

川崎市多摩区柘形地内（川崎市立日本民家園及び周辺地域）におけるたき火及び喫煙の禁止

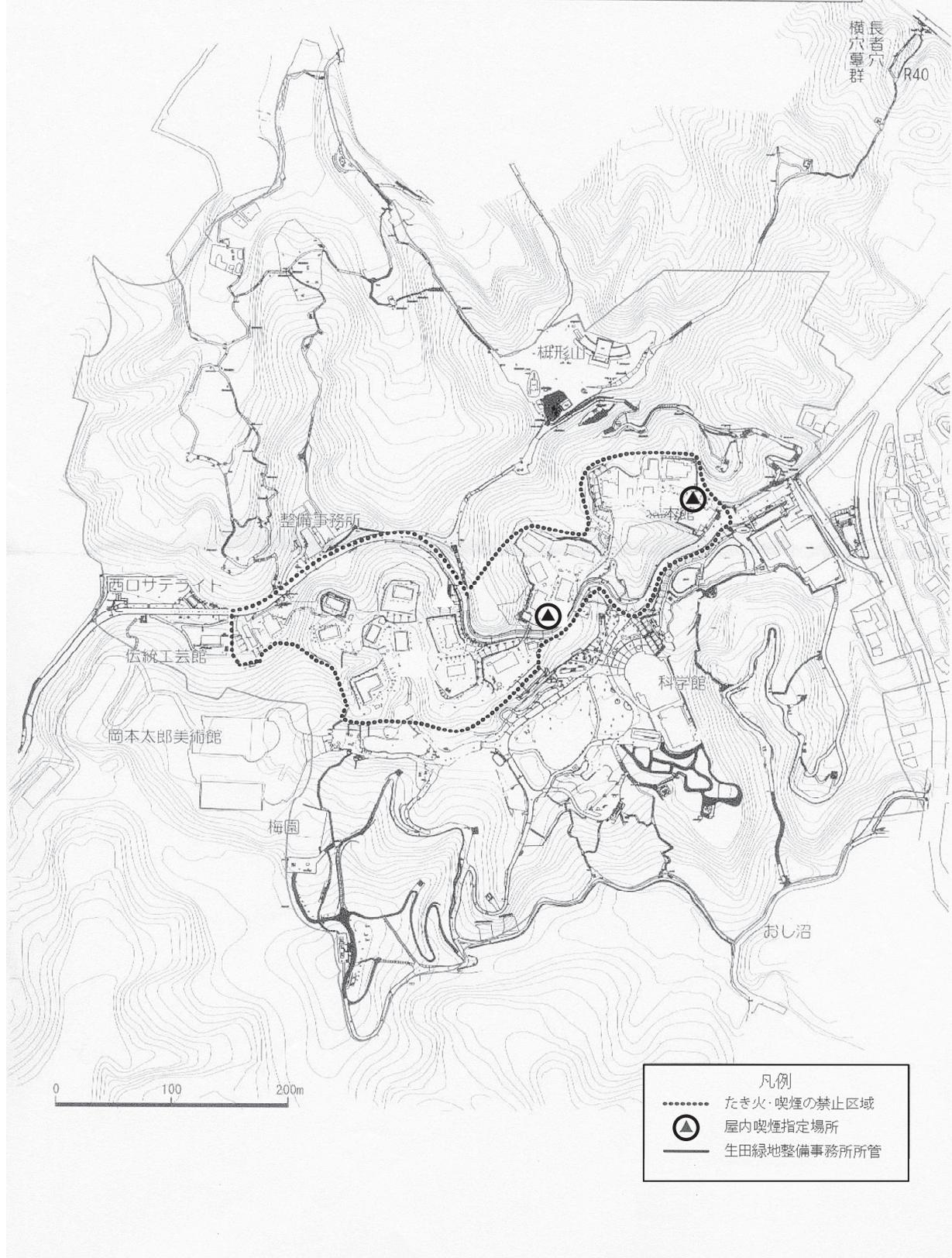
消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間、次の区域内におけるたき火及び喫煙を禁止します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市多摩区柘形7丁目1番1号川崎市立日本民家園の全域（本館2階ベランダ及び警備員詰所を除く。）及び周辺地域（別図のとおり）

川崎市立日本民家園及び周辺地域のたき火・喫煙禁止区域図



川崎市告示第491号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

川崎市告示第492号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年9月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年9月11日から平成30年9月27日まで一般の縦覧に供します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
東京丸子横浜	川崎市中原区新丸子東3丁目1111番14先	
	川崎市中原区市ノ坪152番1先	

川崎市告示第493号

平成30年8月1日川崎市告示第447号を次のとおり訂正します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田紀彦

誤

記号50番号1448149

正

記号50番号1403390

川崎市告示第494号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成30年9月12日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定する区域

中原区上小田中4丁目1015番1の一部

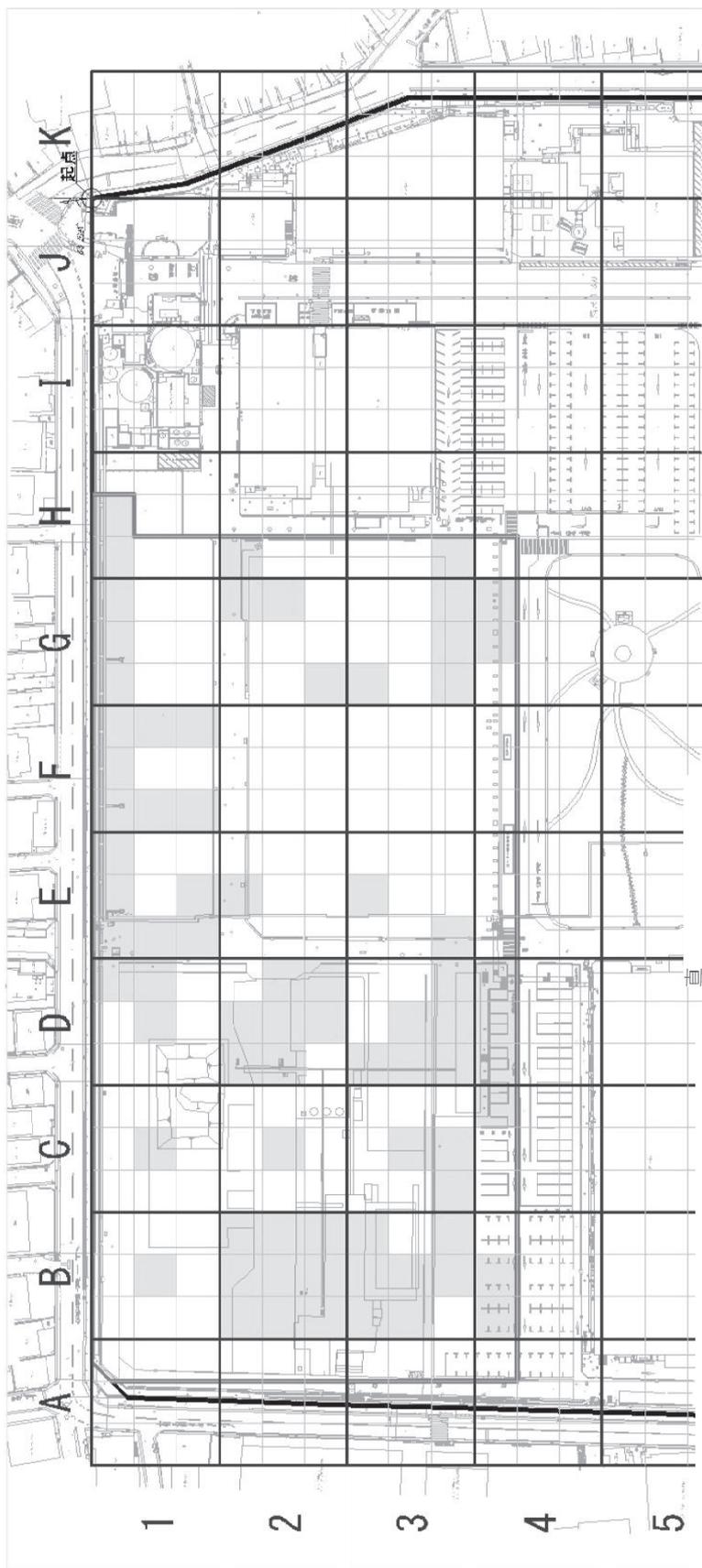
（別図のとおり）

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

- 3 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物



〈起点〉

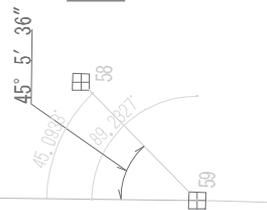
起点は川崎市中原区上小田中4丁目1015番1、1344番8

の最北端とする。

〈格子の回転角度：0度46分2秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として左に回転させた角度を示す。

真北



□ : 工事範囲

■ : 区域指定

○ : 調査地点

1	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9

※下線部の区画をA-1-5と称す

別図 指定する区域

川崎市告示第495号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成30年9月14日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
吉村 博	新川崎ふたばクリニック 小児科 皮膚科	川崎市幸区鹿島田 1-4-3 1階

川崎市告示第496号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年9月14日から平成30年10月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年9月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	下平間第63号線	川崎市幸区下平間287番23先 川崎市幸区下平間287番23先	3.92 ~ 3.96	11.53	

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	池上新田公園整備工事
	履行場所	川崎市川崎区池上町1-3
	履行期限	契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(5)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。
	(6)	平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(8)	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)	造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

新	下平間第63号線	川崎市幸区下平間287番10先	3.96 ~ 4.00	11.53	
		川崎市幸区下平間287番22先			

川崎市告示第497号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年9月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年9月14日から平成30年10月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年9月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下平間第63号線	川崎市幸区下平間287番10先	
	川崎市幸区下平間287番22先	

公 告

川崎市公告第476号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月3日

川崎市長 福田紀彦

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「造園」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月1日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	中原区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市中原区宮内1丁目26番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年9月18日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第477号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年9月4日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主	川崎市幸区南加瀬3丁目24番10号		
住所・氏名	中川 京子		
道路位置の地名・地番	川崎市中原区井田二丁目1388番7及び1388番9の各一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	9.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第604号		廃 止 年月日	平成30年 9月4日

川崎市公告第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区王禅寺西五丁目2198番
ほか4筆
1,433平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区王禅寺東四丁目23番9号
株式会社SKY
代表取締役 梅田 周作
- 3 予定建築物の用途
物販店舗
計画戸数：1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年5月17日
川崎市指令 ま管審（イ）第25号
平成30年6月8日
川崎市指令 ま管審（イ）第36号（変更）

川崎市公告第479号

（仮称）加工食品工場建設計画に係る条例
環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条

例第48号）第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第16条で定める事項について次のとおり公告します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
所在地：川崎市川崎区鈴木町1番1号
名 称：味の素株式会社 川崎事業所
代表者：執行役員 川崎事業所長 辻田浩志
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
（仮称）加工食品工場建設計画
(2) 種類
工場又は事業所の新設（第2種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
神奈川県川崎市川崎区鈴木町1番1号
（味の素株式会社 川崎事業所内）
- 4 指定開発行為の目的及び内容
(1) 目的
新たな加工食品工場の建設
(2) 内容
区域面積：約14,940㎡
建築面積：約9,620㎡
- 5 指定開発行為の施行期間
着工予定：平成31年8月
完了予定：平成33年11月
- 6 条例準備書の要旨
第1章 指定開発行為の概要
第2章 周辺地域の概況及び環境の特性
第3章 環境影響評価項目の選定等
第4章 環境影響評価
第5章 環境保全のための措置
第6章 環境配慮項目に関する措置
第7章 環境影響の総合的な評価
第8章 事後調査計画
第9章 関係地域の範囲
第10章 その他
資料編
- 7 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
(1) 場所
川崎区役所、川崎区役所大師支所、
環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
(2) 期間
平成30年9月5日（水）から

平成30年10月19日(金)まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第480号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小田急新百合ヶ丘エルミロード
川崎市麻生区上麻生一丁目4番の1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小田急電鉄株式会社
東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
代表取締役 星野 晃司

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 小田急電鉄株式会社
代表者 代表取締役 山木 利満
住 所 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

(変更後) 名 称 小田急電鉄株式会社
代表者 代表取締役 星野 晃司
住 所 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社 イトーヨーカドー	代表取締役 亀井 淳	東京都千代田区二番町 8-8
小田急商事株式会社	代表取締役 雪竹 正英	神奈川県川崎市麻生区 万福寺3-1-2
株式会社小田急百貨店	代表取締役 小川三木夫	東京都新宿区西新宿 1-1-3

他計63者

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社 イトーヨーカドー	代表取締役 三枝 富博	東京都千代田区二番町 8-8
小田急商事株式会社	代表取締役 藤波 教信	神奈川県川崎市麻生区 万福寺3-1-2

株式会社ドンク	代表取締役 中土 忠	神戸市東灘区田中町 3-19-14
---------	---------------	----------------------

他計64者

4 変更年月日

- (1) 平成29年4月1日
- (2) 平成26年5月15日 他

5 変更する理由

- (1) 取締役会の選任による
- (2) テナントの変更、代表者及び住所・店名変更

6 届出の年月日

平成30年8月14日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成30年9月5日から平成31年1月5日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成31年1月5日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第481号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

向ヶ丘ショッパーズプラザ(ダイエー向ヶ丘店)
川崎市多摩区登戸2789

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名
株式会社ダイエー
神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表取締役 近澤 靖英

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住

所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	所 在 地
株式会社ダイエー	代表取締役 村井 正平	神戸市中央区港島中町 四丁目1番1

(変更後)

名 称	代表者氏名	所 在 地
株式会社ダイエー	代表取締役 近澤 靖英	神戸市中央区港島中町 四丁目1番1

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ダイエー	代表取締役 村井 正平	神戸市中央区港島中町 四丁目1番1
株式会社バンコム	代表取締役 山口 清秀	東京都中央区銀座四丁目 6番11号
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町 定熊字七本松27番地の1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ダイエー	代表取締役 近澤 靖英	神戸市中央区港島中町 四丁目1番1
株式会社アムール	代表取締役 吉本 雅典	神奈川県横浜市泉区白百合 二丁目26番18号
株式会社ハニーズ ホールディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町 定熊字七本松27番地の1

他計16者

4 変更の年月日

- (1) 平成27年2月1日
- (2) 平成29年4月1日

5 変更する理由

- (1) 建物設置者である株式会社ダイエーの代表取締役
の変更があったため
- (2) 小売業者の変更を行ったため

6 届出の年月日

平成30年8月23日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成30年9月5日から平成31年1月5日までの午前
8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、
祝日、12月29日から1月3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた

め配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公
告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出に
より、これを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成31年1月5日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第482号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条
第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が
なされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項
の規定により次のとおり公告します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
向ヶ丘ショッパーズプラザ(ダイエー向ヶ丘店)
川崎市多摩区登戸2789
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住
所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイエー

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表取締役 近澤 靖英

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる
時間帯

(変更前) 午前7時00分～翌午前0時

(変更後) 午前6時00分～翌午前0時

4 変更する年月日

平成30年8月24日

5 届出の年月日

平成30年8月23日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課

(川崎フロンティアビル10階)及び多摩区役所

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成30年9月5日から平成31年1月5日までの午前
8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、
祝日、12月29日から1月3日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた
めに配慮すべき事項について意見を有する者は、当該
公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出
により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年1月5日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第483号

平成30年9月5日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	コンテナターミナル荷役設備補修工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履行期限	契約の日から平成31年3月22日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 荷役機械(ガントリークレーン又はトランスファークレーン)における機械設備の補修又は改修工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年10月3日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	扇島内貿30・31号荷さばき照明設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島12番2地先
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年10月3日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	下河原公園ほか5か所同報系防災行政無線屋外受信機設備設置工事
	履行場所	川崎市川崎区殿町3丁目24番ほか5か所
	履行期限	契約の日から平成31年3月25日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気通信」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年10月10日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第484号

平成30年度「国際ナノテクノロジー総合展・技術会議」出展支援等業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名

平成30年度「国際ナノテクノロジー総合展・技術会議」出展支援等業務委託

(2) 業務事項

- ア 企画運営等
- イ 出展ブースの設営及び当日の運営・撤収
- ウ 展示物の作成等
- エ ナノ・マイクロ機器利用案内資料の印刷等
- オ 啓発物の作成

(3) 委託期間

契約締結日～平成31年3月15日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 平成29・30年度川崎市業務有資格業者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に記載されていること
- (2) 本業務を実施する体制には、産業関連の展示会出展、企業誘致支援業務等、本業務に関連する業務実績を有する者を含むこと
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 取組意欲・積極性

(5) 提案内容の実行可能性

(6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局イノベーション推進室

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電話（直通）044-200-2407

FAX 044-200-3920

メールアドレス：28sozo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成30年9月6日（木）～9月13日（木）まで
（土曜日、日曜日を除く。）

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成30年9月20日（木）午後3時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 参加意向申出書（1部）、企業概要（1部）、過去5年程度の類似業務の実績及び業務実施体制（1部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成30年10月4日（木）～10月11日（木）午後3時まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書、企業概要、業務実施体制、類似業務の実績及び所要経費・概算見積書（各8部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要

10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 2,180,000円
（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他
ア 審査結果の発表は10月下旬を予定しています。
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第485号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年 9月 6日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区溝口六丁目902番1
ほか2筆
750平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
株式会社アトリウム
代表取締役 日下 隆史
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅、共同住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年 3月28日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第170号

川崎市公告第486号

道路位置の廃止について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の

規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年 9月 6日

川崎市長 福 田 紀 彦

築 造 主 住所・氏名	東京都港区高輪 2-21-28		
	京急不動産株式会社 代表取締役 坂齊 素彦 部署名：企画部 担当：長島		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区末長二丁目1007番2、 1031番3の各一部、1031番3地先 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	15.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第605号		廃 止 年月日	平成30年 9月 6日

川崎市公告第487号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 9月 7日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	宮内市営住宅内道路敷等測量業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内 4 丁目375番ほか
	履 行 期 限	平成31年 3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目 「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月 9日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	片平緑の保全地域斜面对策設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平2丁目456地内
	履 行 期 限	平成31年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月9日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第488号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成30年9月7日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

民間活用の取組の推進に向けた方針等の改正に関する論点整理・課題検討業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日(金)まで

(4) 募集手続

詳細は提案公募要項によります。

2 提案公募要項、仕様書、各種様式の配布

提案公募要項、仕様書、各種様式については、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000100339.html>

※ 同様のものを川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室でお渡しすることも可能です。必要があればお越しください。

3 参加意向申出書の提出等

(1) 参加意向申出書及び団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)を提出してください。

参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認

書(様式2)については、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000100339.html>

ア 提出期間：平成30年9月7日(金)から平成30年9月21日(金)まで

イ 提出場所：川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2061

ウ 提出方法：持参又は郵送

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

4 参加資格を有した事業者の企画提案書等の提出

企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間：平成30年10月1日(月)から平成30年10月19日(金)まで

(2) 提出場所：川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2061

(3) 提出方法：持参又は郵送

5 問い合わせ・連絡先

担 当：川崎市総務企画局

行政改革マネジメント推進室 森木

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 : 044-200-2061
 F A X : 044-200-0622
 Mail : 17manage@city.kawasaki.jp

川崎市公告第489号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成30年9月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島1期廃棄物埋立処分地樹木剪定業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町507番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成30年12月14日(金)まで
- (4) 業務概要 浮島1期廃棄物埋立処分地の環境を良好に保つために必要な樹木の剪定作業を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 業務に必要な造園施工管理技士又は1級若しくは2級造園技能士を配置できること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
 〒210-8577
 川崎市川崎区東田町5番地4
 川崎市役所第3庁舎16階
 環境局施設部処理計画課 小林、佐藤
 電話 044-200-2588(直通)
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
 平成30年9月10日(月)から平成30年9月14日(金)9時から17時まで
 (12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(6)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成30年9月26日(水)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年9月26日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成30年9月26日(水)から平成30年10月1日(月)9時から17時まで(土曜、日曜及び12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール、FAXまたは持参によります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年10月4日(木)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 現場説明

競争入札参加資格を有すると認められた業者については、次により現場説明を実施します。

なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

(1) 日時

平成30年9月26日(水)から平成30年9月28日(金)のうち、本市の指定する時間

(2) 集合場所

上記1(2)に同じ

(3) 所要時間

各社30分程度

7 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
 - (2) 入札・開札の日時 平成30年10月10日(水)
10時30分
 - (3) 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
 - (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
 - (5) 入札保証金 免除
 - (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
 - (7) 入札の無効 競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金 免除
 - (2) 契約書の作成 要
 - (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

- 10 その他
- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
 - (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第490号
 一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成30年9月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名
川崎市民プラザ吸収式冷凍機伝熱管交換等業務委託

- (2) 履行場所
川崎市高津区新作1丁目19番1号 川崎市民プラザ
- (3) 履行期間
契約日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務概要
川崎市民プラザに設置されている吸収式冷凍機について、経年劣化により支障を来していることから、当該箇所の整備作業を行う。

- 2 一般競争入札参加資格
- この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去5年間で、本市又は他官公庁において、類似の契約を締結していること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局市民生活部企画課
電話 044-200-2153(直通)
FAX 044-200-3707
E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
平成30年9月10日(月)から9月14日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。
- (3) 提出方法
持参

- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者

には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年9月19日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

- 6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年9月10日(月)から9月21日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

平成30年9月27日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

- 8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書

を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年10月9日(火)午前11時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

- 9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

- 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎

市のホームページ「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

川崎市公告第491号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成30年度無縁納骨堂収蔵焼骨合葬
業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立無縁納骨堂
(高津区下作延1241緑ヶ丘霊園内)
- (3) 履行期間 平成30年10月15日から
平成30年11月14日まで
- (4) 委託概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第
28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でない
こと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「その他業務」種目「その他」に記載されてい
ること。
- (4) 過去5か年以内に、本市、他官公庁又は民間にお
いて、遺骨又は残骨灰処理(粉骨による減容)事業
の誠実な履行実績を有すること。ただし、民間実績
については、本委託と同等以上の契約実績を有する
こと。
- (5) 確実に業務完了に至ること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

一般競争入札に参加を希望するものは、次により競
争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0005 川崎市川崎区東田町8
パレール三井ビル13階
健康福祉局生活保護・自立支援室
担当 宍戸・加藤
電 話 044-200-2646
F A X 044-200-3929
E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成30年9月10日(月)から平成30年9月14日
(金)までとします。(土曜日・日曜日及び休日
を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時

から午後5時15分まで)

(3) 提出方法 持参に限る。

(4) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等
の写し

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再
提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、3
(1)の場所とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により、
競争入札参加資格確認通知書を交付します。

なお、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名
簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している
場合は、電子メールにより送付します。

(1) 場所 3(1)に同じ

(2) 日時 平成30年9月19日(水)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から
午後5時15分まで

(3) その他

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併
せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成30
年9月19日(水)から平成30年9月25日(火)まで
縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、
毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午
後5時15分まで)

5 競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますの
で、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時 平成30年9月19日(水)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から
午後5時15分まで

(2) 場所 川崎市川崎区東田町8

パレール三井ビル13階

健康福祉局生活保護・自立支援室

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成30年9月19日(水)から平成30年9月25日
(火)(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前
8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15
分まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。

なお、その際には、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年9月26日(水)までに、FAX又は電子メールにて全社宛て送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

委託契約総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月3日(水)午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町8

パレール三井ビル13階

健康福祉局生活保護・自立支援室

会議室

(3) 入札保証金 除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 積算内訳書の提出

落札者は、落札後、3(1)の担当者へ積算内訳書を速やかに提出しなければなりません。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任状を事前に提出してください。また、開札には一般競争参加資格確認通知書を必ず持参してください。

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わないものを除きます。

11 契約の手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第492号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区内道路補修(緊急その2)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(5)	川崎市川崎区内に本社を有すること。
	(6)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。
	(7)	平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。
		ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。

参加資格	<p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年9月26日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	宮前区内市道尻手黒川線歩道設置(改築)工事
	履行場所	川崎市宮前区馬絹1丁目5番地先
	履行期限	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年9月26日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第493号

外国人観光客動態分析業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 外国人観光客動態分析業務委託
- (2) 業務事項

川崎市内に來訪する外国人観光客に関する

ア データ分析業務

イ 分析レポート作成業務

- (3) 委託期間 契約日～平成31年3月22日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 各種データの分析や外国人観光客の動態分析に関するノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (8) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力
- (4) 業務実績
- (5) 実施体制
- (6) 概算見積額

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階

電 話（直通） 044-200-0509

F A X 044-200-3920

メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成30年9月11日（火）～9月19日（水）（土曜日及び日曜日を除く）

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成30年9月18日（火）～9月19日（水）

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成30年10月9日（火）

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（1部）、見積書の写し（7部）、業務実施体制・主な業務実績（7部）、会社概要（7部）

- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

（郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行う）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語

- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 2,500,000円

（消費税及び地方消費税を含む）

- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします

- (3) その他

ア 審査結果の発表は平成30年10月15日（月）を予定しています。

イ 詳細につきましては、外国人観光客動態分析業務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区東有馬二丁目2974番1

- ほかに1筆
702平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区長尾4丁目5番3号
株式会社 コスモエステート
代表取締役 鈴木 彬道
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：5戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年3月8日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第160号
平成30年4月25日
川崎市指令 ま宅審議 (イ) 第9号 (変更)
平成30年5月28日
川崎市指令 ま宅審議 (イ) 第30号 (変更)

川崎市公告第495号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年9月12日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 道路照明設置その4工事
	履行場所 川崎市中原区小杉御殿町2丁目149番地先
	履行期限 契約の日から135日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年9月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 道路照明設置その5工事
	履行場所 川崎市幸区下平間39番地先他1箇所
	履行期限 契約の日から130日間

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年9月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第496号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区有馬一丁目1871番5
の一部
939平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
代表取締役 高橋 和夫
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年4月25日
川崎市指令 ま宅審(イ)第10号

川崎市公告第497号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区王禅寺東六丁目75番1
の一部 ほか3筆
999平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都多摩市桜ヶ丘四丁目26番地の25
尾作 宗彦
- 3 予定建築物の用途
共同住宅、一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年6月1日
川崎市指令 ま宅審(イ)第34号

川崎市公告第498号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年9月14日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	武蔵野市吉祥寺本町1丁目37番5号 山蝶ビル 株式会社山蝶 代表取締役 山本 光彦		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区長尾7丁目1077番31、32 別図参照		
幅 員	4.00メートル	延 長	5.12メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第606号		廃 止 年月日	平成30年 9月14日

川崎市公告第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年9月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬中学校他1校現地測量委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬7丁目7番1ほか
	履 行 期 限	平成31年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 現場代理人、主任技術者及び照査技術者として、測量士の資格を有する者を配置すること。 なお、現場代理人、主任技術者及び照査技術者は兼務可とします。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月11日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	南生田中学校現地測量委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区南生田3丁目4番地
	履 行 期 限	平成31年3月29日限り

- 川崎市宮前区菅生一丁目1970番1
ほか11筆
1,488平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年1月18日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第134号
平成30年7月9日
川崎市指令 ま宅審（イ）第51号（変更）

川崎市公告第500号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 現場代理人、主任技術者及び照査技術者として、測量士の資格を有する者を配置すること。 なお、現場代理人、主任技術者及び照査技術者は兼務可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成30年10月11日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区内都市計画道路菅早野線道路詳細設計委託
	履行場所	川崎市麻生区下麻生2丁目40番地先
	履行期限	平成31年3月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路」で登録されている者。 (4) 主任技術者は建設部門（道路）の有資格者とする。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月11日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第501号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年9月14日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市幸区古市場1836番地		
住所・氏名	田中 和代		
道路位置の地名・地番	川崎市幸区古市場字下河原耕地1836番1の一部 別図参照		
幅員	4.00メートル	延長	9.70メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第607号		廃止年月日	平成30年9月14日

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第379号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

粗大ごみ受付業務委託

(2) 履行場所

受付センターは川崎駅から100km以内かつ公共交通機関を用いておおむね2時間以内で到着できる場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成36年3月31日まで

(4) 委託概要

平成31年4月1日から「川崎市粗大ごみ受付センター」を運営し、川崎市民から排出される粗大ごみの収集申込の受付を電話、FAX等により行い、粗大ごみ及びその他の問い合わせ・苦情等について対応を行う。また、別システムから提供される電子申請の申込を含めた統計資料の集計や収集に必要な地図等の情報を本市及び収集運搬委託業者に提供する。なお、収集運搬業者については各車両で現場確認及び収集状況の報告等ができるように提供する。

年間受付件数は、電話が約50万件、FAXが約200件に加えて電子申請データを約18万件想定している。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 本業務を実施するための「川崎市粗大ごみ受付センター」を1(2)の履行場所に自ら設置し、本業務を安定的かつ継続して実施できること

(2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「その他」に登録していること

(3) 直近2年間に、次のいずれかの実績を有すること

ア 本市又は他の自治体において、粗大ごみ収集の申込みについて年間35万件以上の電話受付等の実績がある業務委託契約を締結又は継続し、これらを誠実に履行した実績を有すること

イ 官公庁又は官公庁以外において、本委託と同種の年間35万件以上の電話受付等の実績がある業務委託契約を締結又は継続し、これらを誠実に履行した実績を有すること

ウ 本市又は他の自治体において、粗大ごみ収集の申込みについて電話受付等の実績がある業務委託契約を締結又は継続し、これらを誠実に履行した実績を2自治体以上かつ電話受付の合計数が年間10万件以上有すること。

(4) 個人情報の取扱いに係る、次のいずれかの実績を有すること

ア プライバシーマークの認定

イ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001) 適合性評価制度における認定

(5) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(6) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

3 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、(3)に掲げる書類を提出しなければなりません。

一般競争入札参加申込書等の提出は持参とします。

(持参以外は無効となります。)

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局生活環境部収集計画課 稲垣、大矢

電話：044-200-2551

E-Mail:30syusyu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月1日(月)まで

9時から17時まで(ただし、土日及び12時から13時の間は除きます。)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 川崎市粗大ごみ受付業務委託実施計画書(別紙1)

ウ 受付業務実績概要書(別紙2)

エ 2(3)の契約内容を確認できる契約書等の写し

オ 2(4)の認定証の写し

カ 履行場所の地図及び本業務実施場所の平面図

4 業務仕様書類の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

3(1)に同じ

(2) 閲覧期間

(2)に同じ

5 一般競争入札参加資格審査結果通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出後、2の一般競争入札参加資格について審査し、一般競争入札参加資格審

査結果通知書により結果を通知します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に登録いただいた、電子メール宛て配信します。

6 入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成30年10月11日(木)から平成30年10月19日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)9時から17時まで(12時から13時の間は除きます。)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式で質問を作成し、3(1)に記載されている電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年10月23日(火)19時までに、全社に電子メールにて送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき

9 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

イ 入札書の提出日時

平成30年10月30日(火)10時

ウ 入札書の提出場所

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時及び場所

(1)イ及びウに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約手續等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(2) 契約書の作成の要否

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札及び入札説明会への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(3) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第380号

総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 件名 平成30年度路面下空洞調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市内

(3) 履行期間 契約日から平成31年2月28日まで

(4) 業務概要 本業務は、路面下空洞探査車等を使用して、路面下の空洞状況を把握することにより、安全で円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的として実施するものである。

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建設コンサルタント」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加申込書の配布及び提出

総合評価一般競争入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク 17階
建設緑政局道路管理部路政課 担当 守屋
電話 044-200-2813
FAX 044-200-3978
E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月1日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

(3) 提出方法

持参

4 資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を平成30年10月3日(水)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

入札説明書等は3(1)の場所において平成30年9月25日(火)から平成30年10月1日(月)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く))まで縦覧に供するとともに、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

ア 質問書の提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期間

平成30年10月3日(水)から平成30年10月9日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

ア 回答日

平成30年10月12日(金)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

郵送又は持参

(2) 技術資料及び入札(見積)書の提出日時・場所

平成30年10月22日(月)午後5時

提出場所 3(1)と同じ

(3) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 本案件は、総合評価一般競争入札の簡易型を採用します。

(2) 評価基準や技術資料の提出方法等の詳細については、本件の「総合評価一般競争入札説明書」に定めるところによるものとします。

(3) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得、路面下空洞調査業務委託総合評価一般競争入札要綱等の定めるところによります。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第381号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

多摩区総合庁舎受変電設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区登戸1775番地1

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月29日まで

(4) 業務概要

多摩区総合庁舎に設置されている高圧受配電盤の真空遮断器及び保護継電器の交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気機械設備保守点検」に搭載されていること。

- (3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事实績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-8570

[住所等] 川崎市多摩区登戸1775番地1

[担当課] 多摩区役所 まちづくり推進部 総務課

電話 044-935-3125(直通)

FAX 044-935-3391

電子メール hoshino-yuu@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から10月1日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

- (3) 提出方法

持参又は郵送

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時

平成30年10月3日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

- (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

- (2) 質問受付期間

平成30年10月3日(水)から10月10日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール hoshino-yuu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-935-3391

- (5) 回答方法

平成30年10月15日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出方法

- ア 持参による入札の場合
 - (ア) 入札書の提出日時
平成30年10月23日（火） 午前10時00分
 - (イ) 入札書の提出場所
川崎市多摩区登戸1775番地1
川崎市多摩区役所 11階 1103会議室
- イ 郵送による入札の場合
 - (ア) 入札書の提出期限
平成30年10月22日（月）午後5時00分必着
 - (イ) 入札書の提出先
3(1)と同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金

否

- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第382号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
無線局定期検査（固定局）業務委託
- (2) 履行場所
高津消防署梶ヶ谷出張所ほか
- (3) 履行期限
平成31年3月29日まで
- (4) 調達概要

本業務は、総務省関東総合通信局長より通知された電波法第73条第1項に基づく無線局の定期検査について、消防通信業務に支障をきたさないように定期検査の受検をするため、登録点検事業者制度を活用して登録点検業務を委託するものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去10年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備の定期検査等を行う類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加申込書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20番地7
(川崎市消防局総合庁舎7階)
川崎市消防局警防部指令課
電話 044-223-2640

(2) 配布・提出期間

平成30年9月25日から平成30年10月1日までの、午前9時から午後5時（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書

業務の詳細、一般競争入札参加申込書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

平成30年10月4日

(2) 交付場所

本市に登録されている電子メール又は3(1)の場所で交付します。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

平成30年9月25日から平成30年10月5日までの午前9時から午後5時（平日の正午～午後1時まで及び土日祝祭日を除く。）

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

平成30年10月11日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

8 入札手続等

(1) 入札方法

本市指定の入札書により実施します。

ア 入札日時

平成30年10月15日 10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区南町20番地7
川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

8(1)アに同じ

(4) 開札の場所

8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

ア 川崎市契約条例

イ 川崎市契約規則

ウ 川崎市競争入札参加者心得

エ 川崎市一般競争入札実施要綱

オ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

カ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります

(2) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告(調達)第383号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

動物愛護センター施設維持管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間1700番地8

(3) 履行期間

平成31年1月1日から平成31年3月31日まで

(4) 業務概要

動物愛護センターの設備機器の保守点検及び管理、並びに施設内の植栽について、良好な管理を目的とする。業務の概要は次のア～ウによる。

ア エレベーター保守点検

イ 自家用電気工作物・非常用発電機保守点検

ウ 植栽管理

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業務・種目に全て搭載されていること。

ア 業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備」

イ 業種「施設維持管理」種目「エレベーター」

ウ 業種「施設維持管理」種目「その他維持管理」

エ 業種「その他業務」種目「樹木管理」

(6) 平成25年度以降で官公庁又は民間において、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒213-0025

川崎市高津区蟹ヶ谷119番地

川崎市動物愛護センター 庶務担当 高橋

電話 044-766-2237

FAX 044-798-2743

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)午後5時までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年10月9日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月12日(金)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、FAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)

の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年10月19日（金）までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法
持参とします。

イ 入札日時

平成30年10月29日（月）午後3時

ウ 入札場所

川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 5階
第501会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)

と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告（調達）第384号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市動物愛護センターで使用する電力の供給

(2) 履行場所

川崎市中原区上平間1700番地8

(3) 調達見込数量

565,750キロワット時

(4) 履行期間

平成30年12月29日0時から平成32年3月31日24時まで

(5) 調達概要

上記期間内における単価契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 1(2)の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣に登録し、事業を開始していること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において、平成29年・30年度川崎市製造の請負・物件の共通等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」の申請をしていること。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申し込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出場所及び問合せ先

〒213-0025

川崎市高津区蟹ヶ谷119番地

川崎市健康福祉局保健所動物愛護センター

庶務担当 高橋

電 話 044-766-2237

F A X 044-798-2743

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- (3) 提出方法

入札説明書に示す書類を添付し、3(1)の提出場所窓口へ持参してください。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年10月9日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する質問期間

- (1) 問合せ場所

3(1)に同じ。

- (2) 質問受付期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月12日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

- (3) 質問方法

仕様書の内容等に対し疑義がある場合は、入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のFAX又は電子メールアドレスあてに送付してください。電子メールで送付する場合は、開封確認付きで送信してください。また、FAX又は電子メール送付後に、その旨を3(1)まで連絡してください。

- (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で競争参加資格があると認められた全ての者に対し、平成30年10月19日(金)までにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

- (1) 入札方法等

持参による入札

ア 入札日時

平成30年10月29日(月)午後3時45分

イ 入札書の提出場所

川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 5階 第501会議室

- (2) 入札保証金

免除とします。

- (3) 開札日時

8(1)アと同じ

- (4) 開札場所

8(1)イと同じ

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

- (2) 前払金

否

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

川崎市公告(調達)第385号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
川崎市生活文化会館冷温水発生機長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市高津区溝口1丁目6番10号
- (3) 履行期間
契約日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務概要
川崎市生活文化会館に設置されている冷温水発生機1台(2号機)の熱交換器の交換等整備を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、入札参加申込書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

[住所等] 〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル6階

[担当課] 川崎市経済労働局労働雇用部 西留

電話 044-200-2242(直通)

F A X 044-200-3598

E-mail 28roudou@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から10月2日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

- (3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時

平成30年10月4日(木)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

- (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

- (2) 質問受付期間

平成30年10月5日(金)から10月11日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール28roudou@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3598

- (5) 回答方法

平成30年10月16日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年10月25日(木)午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル6階 経済労働局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しな

ればなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、入札参加申込書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第386号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 高津区蟹ヶ谷防球ネット等解体撤去実施設計業務委託

(2) 履行場所 川崎市高津区蟹ヶ谷265番地3

(3) 履行期間 平成31年3月29日限り

(4) 委託概要 解体撤去工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市内に本社を有すること。

(4) 平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。

(5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届

(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月1日(月)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部公共建築担当

電話：044-200-3142

(2) 受付期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月11日(木)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成30年10月16日(火)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年10月25日(木)午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

第3庁舎15階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第387号

入札公告

教育文化会館PCB含有調査及び分析業務委託契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

教育文化会館PCB含有調査及び分析業務委託

(2) 履行場所

川崎市教育文化会館

川崎市川崎区富士見2-1-3

(3) 履行期限

平成30年11月1日から平成31年3月20日まで

(4) 調達概要

別紙委託業務仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業種・種目に全て登録されていること。

業種 20「調査・測定」

種目 99「その他の調査・測定」

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0011

川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 1階受付

電話:044-233-6361

FAX:044-244-2347

E-Mail: 88kyobun@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月4日(木)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

※競争参加申込書の様式について、電子メールでの配布を希望される場合、3(1)の電話番号及びメールアドレスへ御連絡ください。(電話とメール、両方への連絡が必須です)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

競争参加申込書

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

なお、入札説明書は3(1)の場所において、平成30年9月25日(火)から平成30年10月4日(木)までの下記の時間、縦覧に供します。

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、平成30年10月9日(火)午後5時までに平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない

場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所
3(1)と同じ

(2) 交付日時
平成30年10月9日(火)
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先
3(1)と同じ

(2) 問合せ期間
平成30年10月9日(火)から平成30年10月12日(金)までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)に記載の受付に直接持参するか、FAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、FAX・電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て連絡してください。

(4) 回答方法
質問に対する回答は、3(1)の場所において、平成30年10月16日(火)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成30年10月16日(火)午後5時までに、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へFAX又は電子メールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加申込書等について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時
平成30年10月22日(月)午後2時

(イ) 入札場所
川崎市川崎区富士見2-1-3
川崎市教育文化会館 2階 第3会議室

(2) 入札保証金
免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所
8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効
入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第388号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市動物愛護センター施設案内標識設置業務委託

(2) 履行場所

川崎市中原区上平間1700番地8周辺区域

(3) 履行期限

契約締結日から平成31年1月31日(木)まで

(4) 業務概要

本業務は、平成31年2月に移転、供用が開始される川崎市動物愛護センターについて、当該施設への利用者のアクセス性の向上を図るために、最寄駅等からの経路や主要な交差点付近に案内標識等を設置するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」(種目「その他」)で登録されている者。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 過去2箇年の間に本市その他官公庁で道路標識等の作成設置撤去等業務に実績がある者。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び入札説明書、仕様書の配布について

(1) 一般競争入札参加申込書の配布、提出

配 布 場 所 : 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

配布・提出期間 : 平成30年9月25日(火)から平成30年10月3日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分～正午及び午後1時から午後5時15分まで

提 出 場 所 : 〒212-0013

川崎市幸区堀川町580
ソリッドスクエア西館12階
健康福祉局保健所生活衛生課
担当 田中
電 話 044-200-0883

F A X 044-200-3927

e-mail 40seiei@city.kawasaki.jp

(2) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(3) その他提出書類

上記2(6)の内容が確認できる書類の写し

(4) 入札説明書、仕様書の配布

配布場所 : 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

もしくは、

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館12階
健康福祉局保健所生活衛生課
担当 田中

電 話 044-200-0883

F A X 044-200-3927

e-mail 40seiei@city.kawasaki.jp

配布期間 : 平成30年9月25日(火)から平成30年10月3日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前8時30分～正午及び午後1時から午後5時15分まで

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接取りに来るようお願い致します。なお、入札説明会は実施しません。

(1) 交付日

平成30年10月5日(金)

(直接受け取られる場合は、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで)

(2) 交付場所

3(4)と同じ

5 仕様書等に関する質問書の受付・回答

(1) 質問書の配布場所及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードもしくは、3(4)と同じ

(2) 配布期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月11日(木)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前8時30分～正午及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 質問受付期限

平成30年10月11日(木)午後5時15分まで

(4) 質問受付方法

持参または3(4)の電子メール、F A Xとします。

質問の受付は上記4の一般競争入札参加資格確認通知書を受けた者に限定させていただきます。

(5) 回答方法

平成30年10月16日(火)に全社に文書(電子メールまたはF A X)で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号いずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 入札日時 平成30年10月19日(金)10時00分
 - イ 入札場所 ソリッドスクエア西館12階C会議室
- (3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外無効となります。)
- (4) 入札保証金

免除とします。
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- (7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。
- (2) 前払金の要否

不要とします。
- (3) 契約書作成の要否

必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index/html>)

9 その他

- (1) 入札その他手続きに関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、日時は日本標準時を使用します。
- (2) 入札参加確認書類の作成及び提案書の作成・提出等の入札その他手続きに必要の費用は、全て入札参加者の負担とします。
- (3) 関連情報を入手する窓口は3(1)に同じです。
- (4) 詳細は、入札説明書によります。

- (5) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告(調達)第389号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

破傷風予防接種業務委託
- (2) 履行場所

区役所等市の施設
- (3) 履行期間

平成30年11月1日から平成31年3月29日まで
- (4) 委託概要

破傷風予防接種に関する業務の詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」の業種「医療関係業務」、種目「その他の医療関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

郵便番号210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階

総務企画局人事部職員厚生課

担当 長谷川

電話 044-200-2140(直通)

- (2) 配布・提出期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月1日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。一般競争入札参加資格申請書はインターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

- (3) 提出方法
持参とします。
- 4 仕様書の配布期間及び仕様、入札に関する問合わせ先
- (1) 配布場所及び問合わせ先
上記3(1)に同じ
- (2) 配布期間
平成30年9月25日(火)から平成30年10月9日(火)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。また、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
仕様、入札に関する質問は、平成30年9月25日(火)から平成30年10月9日(火)まで質問書にて受け付けます(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
なお、回答については平成30年10月11日(木)、全社にFAX・メールにて送付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、電子メールにて送付します。
- (1) 交付日時
平成30年10月2日(火)
- (2) 交付場所
上記3(1)に同じ
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。
- イ 入札は所定の入札書及び単価契約一覧表(仕様書別紙)をもって行います。入札書及び単価契約一覧表は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

- ウ 代理人が出席する場合入札開始前に委任状を提出してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時：平成30年10月17日(水)午前10時
- イ 場所：川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル6階会議室
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格の無いものが行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約手続等
次により契約を締結します。
- (1) 契約保証金
- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 9 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

税 公 告

川崎市税公告第191号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第192号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第193号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第194号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第195号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第196号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第197号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第198号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月11日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第199号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第200号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第201号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月11日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成30年9月20日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第202号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	市民税・県民税 (公的年金から の特別徴収)		計1件	

(別紙省略)

川崎市税公告第203号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分以降	平成30年10月1日 8月随時分	計112件
平成30年度 (平成29年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成30年10月1日 8月随時分	計9件
平成30年度	軽自動車税	8月随時分	平成30年10月1日 8月随時分	計1件

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第46号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第11条第1項の規定により、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

平成30年 9月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定を取り消した期日

平成30年 9月11日

2 指定を取り消した工事店

指 定 番 号 807

商号又は名称 株式会社橋田工業

営業所所在地 横浜市港北区新羽町1820 - 1

代表者氏名 橋田 幹雄

指定有効期間 平成27年 8月 1日から

平成32年 7月31日まで

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第68号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 9月 4日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度 幸区中大口径管きょ実施設計委託第6号
	履 行 場 所	川崎市幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に契約した、次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」又は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版一」に基づく、内径800mm以上の円形管きょ及び短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>イ 下水道管きょの改築に係る詳細設計(耐震設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p> <p>ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年 9月27日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。
-------	--

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 幸区中大口径管きょ実施設計委託第7号
	履行場所	川崎市幸区地内
	履行期限	契約の日から平成31年10月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に契約した、次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 ア 日本下水道協会が発行した「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」又は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、内径800mm以上の円形管きょ及び短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計 イ 下水道管きょの改築に係る詳細設計(耐震設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者 ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年9月27日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第69号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月4日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター建設機械その34工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成32年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参 加 資 格	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 計画処理能力60 t・d s /日以上 の下水道汚泥処理施設において、送泥管を含む汚泥輸送・前処理設備の製作・据付工事の完工実績（元請に限る。）を平成15年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100</p>
入札日時等	平成30年10月10日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約の対象となります。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	西部下水道管理事務所空気調和設備更新工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬1-21-6
	履 行 期 限	契約の日から平成31年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100
入札日時等	平成30年9月26日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター1系No.1脱水汚泥供給ポンプ整備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成30年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年9月26日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	川崎運河下水幹線その5工事
	履行場所	川崎市幸区柳町、川崎区堤根地内ほか
	履行期限	契約の日から420日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参加資格	<p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>平成30年10月10日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	四谷下町200mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：川崎区四谷下町1-1先</p> <p>至：川崎区四谷下町19先 ほか3件</p>
	履行期限	<p>契約の日から225日間</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p>	

参 加 資 格	<p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月1日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第70号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	デジタル水道メーター（修理品）13mm 8,100個
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課
	履 行 期 限	平成31年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、希望種目「水道用品」に記載されていること。</p> <p>(4) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成30年10月19日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	デジタル水道メーター（修理品）20mm 16,800個
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課
	履 行 期 限	平成31年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、希望種目「水道用品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。 (4) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成30年10月19日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第71号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度入江崎水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登録されていること。 (6) 平成15年4月1日以降に国または地方公共団体等が発注した消防用設備に関する保守点検業務委託の元請履行完了実績を有すること。 (7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月4日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度等々力水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月8日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登載されていること。</p> <p>(6) 平成15年4月1日以降に国または地方公共団体等が発注した消防用設備に関する保守点検業務委託の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年10月4日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	加瀬水処理センター耐震化対策実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されている者。</p> <p>(4) 平成15年4月1日以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設(ポンプ場又は処理場)に係る耐震補強実施設計業務の元請けとしての契約実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年10月4日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第72号

平成30年9月11日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	工業用水道（株）デイ・シイほか4箇所流量計測設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区浅野町1-1（株）デイ・シイ）ほか4箇所
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年10月3日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	大師河原ポンプ場耐震補強その1工事
	履行場所	川崎市川崎区小島町10-1
	履行期限	契約の日から平成31年3月22日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	平成30年10月3日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター改築建築その4工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から平成31年1月18日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>	
入札日時等	平成30年10月3日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	東田町地区ほか下水枝線第215号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町、新川通地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から320日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月9日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生・等々力下水圧送管その14工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋1丁目、宮前平1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から370日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p>	

参加資格	(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月9日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	布田地区ほか下水枝線第4号工事
	履行場所	川崎市多摩区布田、宮前区菅生ヶ丘地内ほか
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月3日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度南部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月3日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度北部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年10月9日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度西部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履行場所	川崎市宮前区地内
	履行期限	契約の日から平成31年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年10月3日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第16号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年9月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 調達の名称及び数量

- (1) ノート型パーソナルコンピュータ600台賃貸借一式
- (2) 生体認証システム賃貸借一式

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 落札者を決定した日

平成30年7月23日

4 落札者の氏名及び住所

1 (1) I B J L 東芝リース株式会社

代表取締役 吉田 亨

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

1 (2) 日立キャピタル株式会社 神奈川法人支店

支店長 佐久間英俊

横浜市西区高島1丁目1番2号

5 落札金額

1 (1) 87,870,000円

1 (2) 24,648,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年6月11日

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第36号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月5日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担

当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口にて回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、

その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する病理検査業務支援システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月5日から平成30年9月11日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月18日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第37号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年9月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参

加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する内視鏡用能動切除器具の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月10日から平成30年9月18日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する処置用光学視管の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月10日から平成30年9月18日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する電動リモートコントロールベッドの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月10日から平成30年9月18日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する空気感染隔離ユニットの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年1月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月10日から平成30年9月18日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する鋼製小物手術機械（外科等）の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月10日から平成30年9月18日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する鋼製小物手術機械（整形外科）の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年9月10日から平成30年9月18日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第11号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成30年 9月14日

川崎市消防長 原 悟 志

指定催しの名称	第77回川崎市制記念多摩川花火大会
開催場所	川崎市高津区・多摩川河川敷 (国道246号〔二子橋〕～第三京浜道路間の河川敷)
開催期間	平成30年10月13日(土) 17時00分から19時00分まで

川崎市消防局公告第12号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年 9月14日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練 1	日 時	平成30年 9月29日(土) 10時45分～11時00分
	場 所	宮前区犬蔵1丁目10番2号
	消防隊数	消防隊等 3 隊 計 3 隊

教 育 委 員 会 訓 令

川崎市教育委員会訓令第4号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 9月 6日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成30年 9月 4日

川崎市選挙管理委員会
委員長 平 子 瀧 夫

- 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
24,733人
- 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
254,579人
- 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	62,737人
幸 区	45,809人
中原区	70,088人
高津区	62,896人
宮前区	63,026人
多摩区	59,020人
麻生区	48,635人

- 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協

議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

206,105人

監 査 公 表

30川監公第7号

平成30年9月11日

川崎市職員措置請求について(公表)

平成30年7月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

(別紙)

30川監第302号

平成30年9月11日

請求人 坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

川崎市職員措置請求について(通知)

平成30年7月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

2018(平成30年)年7月13日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3

職業 (略)

氏名 坂 卷 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象について

教育委員会教育環境整備推進室が、地方自治法等の関係法令等に定める少額随意契約として川崎市が

定める軽易工事という規定に基づき発注・契約した32件の工事が、監査対象であります。

(2) 違法性について

当該監査対象の32件の工事は、新設工事であり、契約方法としては、競争性のある一般競争入札もしくは指名競争入札としなければならないところ、競争性の低い随意契約として、見積り合わせ契約という契約方法により発注・契約を行った地方自治法等の関係法令等に違反しております。

(3) 川崎市が被った損害の補填について

上記のとおり、本来あるべき一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法を執らず、競争性の低い随意契約により契約手続きを執ったことにより、川崎市が損害を被ったものであります。

したがって、適法に行った契約の場合と本件違法に行った契約の場合との差額である川崎市が被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

2 請求の理由

(1) 「軽易工事」の法的位置づけについて

監査対象である甲第1号証の1~32の各契約は、甲第2号証に示す「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)の規定を採用し、競争性の低い随意契約(見積り合わせ契約)により契約手続きを行ったものでありますが、軽易工事取扱規程の法的位置づけは、次のとおりであります。

軽易工事として契約できる場合は、法令としては、地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定める場合に限られています。

川崎市の場合、それらの法令を受けて、甲第2号証に示す軽易工事取扱規程を定めております。

軽易工事の定義としては、軽易工事取扱規程第2条第3号に「1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

また、軽易工事の解釈・運用については、甲第3号証に示す会計室が実施している職員向けの会計事務研修テキストにおいて「軽易工事は、建物等の原形復旧であり、新築・新設等を目的とする工事はできませんので注意してください。」と軽易工事の規定は、新設工事には適用できないことを明確に注意喚起しております。なお、甲第3号証は、平成26年度版を示しましたが、会計室による研修は毎年実施され、当該軽易工事に関する部分は、毎年記載されております。

(2) 「軽易工事」の該当性について

監査対象である甲第1号証の1～32の各契約が、新設工事であることが明確となっているものとして、甲第4号証(各3業者はそれぞれ同様の写真であるため、各業者につき1例を示します。)に示す工事写真があります。そこには、サッシの窓が何かの拍子に窓枠から外れることを防止するための「サッシ外止め部品」を新たに取付けている状況が明確に撮影されており、新設工事であることが明確に確認できます。

したがって、甲第1号証に示す32件の工事は、軽易工事の定義として定められている「小破修繕工事」でもなく「原形復旧工事」でもないことから、軽易工事には該当しないものであります。

(3) 「軽易工事」に係る議会答弁について

軽易工事については、甲第5号証に示す財政局長の平成23年第4回定例会及び平成25年第3回定例会の答弁があります。

その議会答弁とは、軽易工事にかかる質問に対し「建物等の小破修繕など緊急な対応が必要な工事」であるとか「小中学校の軽易工事につきましても、学校からの需要に迅速に対応するため」との議会答弁となっており、軽易工事の主旨は、全庁的に共有されているものであります。

(4) 教育委員会における「軽易工事」実施の事務処理原則について

甲第6号証に示す教育委員会からの軽易工事についての請求人への回答としては、「3 学校からの「営修繕申請」に基づき軽易工事を実施する」との回答となっています。

しかしながら、甲第7号証に示すとおり、監査対象である甲第1号証の1～32の各契約すべて、学校からの「営修繕申請書」は提出されておらず、教育委員会における軽易工事实施の事務処理原則である学校からの要請に基づく工事ではなかったことが明らかであることから、この点からも軽易工事該当工事でなかったものであります。

(5) 「軽易工事」該当性のまとめ

前記(1)から(4)で示しましたとおり、監査対象である甲第1号証の1～32の各契約は、すべて、サッシの窓が何かの拍子に窓枠から外れることを防止するための「サッシ外止め部品」を取り付ける新設工事であり、小破修繕工事でもなければ原形復旧工事でもなく、また、学校からの「営修繕申請」に基づき、学校からの需要に迅速に対応するという点でもなかったことから、地方自治法等の関係法令等に該当する少額随意契約であります軽易工事に該当しないことは明らかであります。

(6) 違法性の判断について

前記(5)のとおり、軽易工事の定義に該当しない以上、軽易工事取扱規程を適用し、随意契約として見積り合わせ契約という契約方法による契約は、一般競争入札もしくは指名競争入札を原則とする地方自治法等の関係法令等に違反するものであります。

(7) 分割発注の違法性について

上記のとおり、そもそも軽易工事に該当しない工事に軽易工事取扱規程を適用し競争性の低い随意契約を適用した違法がありますが、同時に、軽易工事取扱規程を前提とした違法もありますので、次に示します。

甲第8号証に示す平成26年1月付け総務省による「契約における実質的な競争性の確保に関する調査—役務契約を中心として—結果に基づく勧告」の4ページの「ウ その他契約における事務手続等の見直し」の「(ア) 同種業務の契約を少額随意契約としている例(3府省計4事例)において、その中ほどの下線で示した部分「これらの契約については、いずれも業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。」とあります。そして、その所見として、6ページにおいて「③i) 同種業務の契約について、分割発注するなどして少額随意契約としているものについては、一括発注することにより一般競争契約に移行すること。」と述べています。

(8) 総務省判断の検証について

監査対象である甲第1号証の1～32の各契約について、甲第8号証の総務省判断を検証してみます。

まず、業務内容が同じであるかについては、当該32件の契約すべてが窓サッシ落下防止工事であることから、業務内容は同じであることが分かります。

次に、履行場所ですが、甲第9号証に示すとおり、川崎区は「寺尾サッシ工業株式会社」、幸区、中原区及び高津区は「三王建設株式会社」、そして、宮前区、多摩区及び麻生区は「関東サッシサービス株式会社」が、受注していることからすれば、履行場所もほぼ同じであると判断できます。

そして、履行時期ですが、甲第10号証で示しますとおり各区分への3社見積り依頼日、3社見積り締切日及び決定業者連絡日がほぼ同一であることから、履行時期もほぼ同一と言えます。

なお、履行場所ですが、甲第11号証に示しますとおり、教育委員会の過去の契約事例を見れば、①平成28年度のサッシ工事において、「ほか1校」として、サッシ工事でも履行場所が複数の契

約を締結していること、また、②平成25年度から29年度までの過去5年間の契約を確認した場合、「ほか3校」以上を抽出した結果、最大校数では「ほか20校」との契約も存在していたことから、教育委員会は、市内全域が一つの履行場所であるとの認識でいるようであり、教育委員会の実務としては、1件工事として一つの学校を履行場所とする契約方針ではないようであります。

それらの実務からすると、甲第1号証の1～32の各契約は、各学校別の契約となっていますが、履行場所に関しては、32件の契約すべてを同一履行場所で1件工事として事務処理しても何ら問題はないものであります。

したがって、甲第1号証の1～32の各契約について、各学校別に32件の工事に分割発注したことは、総務省判断の1件工事に関する同様業務内容、同様履行場所及び同様履行時期の判断基準からして、1件工事を複数の工事に分割発注することに該当し違法であるとともに、当該32件の工事を1件工事として発注することは、従前の教育委員会の「ほか20校」方式の契約方法と矛盾するものでもなく、むしろ、1件工事として発注すべきものに該当するものであります。

(9) 計画発注について

甲第7号証で示しましたとおり、監査対象である甲第1号証の1～32の各契約のすべてに「営繕申請書」は添付されておらず、学校からの緊急対応の要請に基づく工事ではなかったことが明らかであることからして、教育委員会による計画発注工事であったことが分かります。

計画発注であるのであれば、議会答弁にありました「迅速対応」の必要性はないもので、軽易工事に該当するものではなく、地方自治法等の原理原則に基づく一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注すべき契約であり、随意契約として見積り合わせ契約を適用したことは、この点からしても違法であることは明らかであります。

(10) 損害の補填について

上記で示しましたとおり、当該32件の窓サッシ落下防止工事は、新設工事であり軽易工事取扱規程の適用外の工事であること並びに仮に軽易工事取扱規程を適用したとしても禁止されている分割発注工事であることからして、軽易工事取扱規程にある見積り合わせ契約ではなく、地方自治法等に定める原理原則の一般競争入札もしくは指名競争入札の手続きにより契約締結すべき案件であります。

しかしながら、地方自治法等の原理原則を逸脱し、違法な契約手続きにより執行されたものである

ことから、それらの工事を適法な契約手続きにより執行された場合の適正契約金額との差額は、補填されなければならないものであります。

甲第12号証は、当該32件の窓サッシ落下防止工事が執行された時期と同一時期である平成29年7月における一般競争入札及び指名競争入札の落札率を示したものであります。

そのデータによりますと、平均落札率は、92.69%であり、差であります7.31%に相当する金額が補填の対象となります。

なお、この競争を前提とする適正価格との差額を損害と認定する方法は、談合の違法契約に係る事件の裁判においても採用されており、また、後述の京都市教育委員会の住民監査請求においても採用されている合理的な算出方法と言えるものであります。

甲第9号証に示します当該32件の窓サッシ落下防止工事の契約金額の合計は、61,288,920円となっています。

したがって、川崎市が損害を被り補填を必要とされる金額は、契約合計金額の7.31%に相当する金額となります。

契約金額の合計に7.31%を乗ずると、その額は、4,480,220円と算出でき、この額が補填対象金額であります。

また、当該32件の窓サッシ落下防止工事の甲第1号証で示す回議書によれば、事業執行の承認を行った者及び甲第13号証で示します支出命令（受注3業者からそれぞれ1件を抽出）の承認を行った者は、いずれも教育委員会教育環境整備推進室の澁谷雅彦担当課長であります。

したがって、当該職員に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

(11) 損害の補填を求める理由その1

甲第14号証に示すとおり、平成21年5月28日付け新聞各紙に「軽易契約1割が不適切—川崎市30人文書注意」とか「市施設の修繕契約—不適切処理760件に」とか「市発注250万円以下の工事—不適切契約767件」とか「工事契約で不適切事務処理—30人を文書注意」などの見出しが躍りました。

その新聞報道にあります教育委員会の事例を甲第15号証に示しますが、本来、1件工事として一般競争入札もしくは指名競争入札としなければならないところ、総額17,388,000円の工事を7件の工事に分割し、1件250万円以下の軽易工事として発注したものであります。

この場合、仮に、競争入札としていけば、随意契

約との差であります100万円前後の税金が、児童生徒の教育向上にまわせた可能性があります。

12) 損害の補填を求める理由その2

前記11)において分割発注を行い、当時の課長職が文書注意を受けたにも関わらず、平成28年度の監査においても分割発注が指摘され、甲第16号証に示す教育長の措置報告が行われました。

また、分割発注に関する過去の監査の指摘状況は、甲第17号証に示しますが、市長が必要な措置を講じたとの報告があるものの、繰り返し繰り返し分割発注を行っています。

分割発注は、本来、競争入札としなければならない案件を随意契約で行うことであり、そのような繰り返しは、大切な税金が浪費されることに繋がるものでありますので、市民にとって大変不幸なことであり、教育委員会の場合、児童生徒の教育向上が妨げられることにもなります。

3 京都市教育委員会における職員賠償勧告の事例について

甲第18号証に京都市教育委員会の分割発注事例を対象とした住民監査請求事案を示します。

この事例では、京都市監査委員は、その38ページにおいて、「各契約に係る市の損害については当該契約に係る支出負担行為に関与した教育環境整備室長及び同室環境整備担当課長に、それぞれ法第243条の2第1項後段の規定による賠償義務があると認められる。」とし、勧告の内容としては、「当該支出負担行為に関与した教育委員会事務局総務部教育環境整備室の職員に対して賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。」及び「当該支出負担行為に関与した教育環境整備室長及び同室環境整備担当課長に対して賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。」との勧告を行っています。

したがって、甲第1号証の1～32の各契約の承認を行い、かつ、支出命令の承認を行った者に対し、京都市と同様に賠償勧告されますよう請求するものであります。

4 疑問その1

甲第9号証を見るとよく分かりますが、「関東サッシサービス株式会社」が宮前区、多摩区及び麻生区の14件を受注しております。また「寺尾サッシ工業株式会社」が川崎区の6件を受注しております。そして、「三王建設株式会社」が幸区、中原区及び高津区の12件を受注しております。

そこで、甲第4号証の写真を見てみますと、「関東サッシサービス株式会社」と「三王建設株式会社」が施工した外れ止め部品は、見た感じ同じ部品を使用しているように見えますが、甲第1号証の各決裁文書に

添付されている見積書を見てみますと、関東サッシサービス株式会社の外れ止め部品単価は、400円となっており、三王建設株式会社の外れ止め部品単価は、500円となっています。

発注仕様書を見る限り、施工部品に明確な違いは無いようではありますが、契約単価に「100円」の差が生じたのは何故なのか、説明を求めます。

見積もり業者は、通常、発注仕様書により見積額を算出するものでありますが、開示された発注仕様書の他に特記仕様書などの別の見積り根拠があるのでしょうか。

以上の同じ仕様書及び同じ施工と思える状況で、見積り単価に「100円」の差が生じている状況に疑問がありますので、その理由を説明してください。

5 疑問その2

「関東サッシサービス株式会社」と「三王建設株式会社」が受注した発注仕様書には、部品の仕様として「サッシ外れ止め」となっており、「寺尾サッシ工業株式会社」が受注した発注仕様書には、「外障子外れ止め」となっており、表現に若干の違いがあり、工事写真でも使用された部品に違いがあります。

しかしながら、3社が施工した外れ止めという機能に大きな違いは無いように思えますが、大きく違う点は、「関東サッシサービス株式会社」及び「三王建設株式会社」の2社の外れ止め部品の単価が、400円及び500円であったのに対し、「寺尾サッシ工業株式会社」の外れ止め部品の単価は、1,400円となっています。

機能が同様である使用部品に「1,000円前後」の差が生じたのは何故なのか、説明を求めます。

また、同様工事に対する発注仕様書の内訳に違う記載がなされ、結果として、他の同様工事で使用される外れ止め部品の単価に「1,000円前後」の差が生じている点はなぜなのか、その理由を説明してください。

6 疑問その3

甲第1号証の32件の工事は、窓サッシの落下防止工事となっており、32件の工事内容に大きな違いは無いものと思われれます。

また、32件の担当者もすべて同一職員となっています。

しかしながら、疑問その1と疑問その2と同様に、発注仕様書に一部違いがあります。

それは、「関東サッシサービス株式会社」及び「三王建設株式会社」が受注した案件の発注仕様書には、部品の「取付・交換費」と「調整費」が、別々に計上するようになっているのに対し、「寺尾サッシ工業株式会社」が受注した案件の発注仕様書は、「部品交換及びサッシ調整工事費1式」となっています。

同様工事、同一担当者による32件の工事の発注仕様書にある違いは、なぜなのか、その理由の説明を求め

ます。

7 疑問のまとめ

まず、32件の同様工事の発注における発注仕様書について、同じ職員が担当し、同じ発注仕様書及び同じ部品を施工しているにも関わらず、受注単価に違いが生じております。

次に、同様機能の部品であるにも関わらず、受注単価に1,000円前後の違いが生じています。

さらに、同様工事であるにも関わらず、「部品費及び人件費」を個別に見積りを依頼している発注仕様書と「部品費及び人件費」を一式計上で見積りを依頼している違いがあります。

これらについて、合理的な説明がなされない場合は、監査委員の判断により、損害の補填額を追加していただくことを請求いたします。

8 仮に教育委員会が小破修繕及び原形復旧工事であると主張した場合

まず、落下防止部品の取り付けについて、三王建設が受注した12件の発注仕様書には、明確に、「外れ止め取り付け作業」と明記しており、担当職員は、新設工事であるとの認識があったと判断できます。

また、各工事写真でも明確なように明らかに落下防止部品を新たに付けている状況が確認できますことから、新設工事であることは明確であります。

それでもなお、仮に、教育委員会が、小破修繕及び原形復旧工事であると主張した場合には、次の疑問点があります。

32件の工事の中には、確かに、小破修繕及び原形復旧工事と思える、戸車及びクレセントの交換工事も含まれていますが、一部にそのような工事が含まれているからと言って、それらと抱き合わせで、新設工事を行ってよいとの理論は成り立ちません。

なぜならば、最大の問題点は、工事の一部に、1万円分でも小破修繕及び原形復旧工事を潜り込ませれば、残りの249万円分で新設工事を行うことが可能になってしまうからであります。

仮に、教育委員会が、この理論を持ち出した場合、地方自治法に定める少額随意契約制度の根幹をなし崩しにするものであり、許されるものではないと考えますので、この理論を持ち出す場合は、地方自治法の所管省庁であります総務省の見解を確認してから主張されるべきであります。

なお、一部に小破修繕及び原形復旧工事があった場合の適法な契約処理としては、次の2つの方法があります。

本来あるべき姿その1として、戸車及びクレセントの交換工事を別発注すること。本来あるべき姿その2として、落下防止工事の一般競争入札もしくは指名競

争入札に戸車及びクレセントの交換工事を含めること。

以上のいずれかの契約方法によれば、まったく問題はありません。

9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合

仮に、教育委員会が、窓サッシの落下防止工事であり、児童生徒の安全を守る工事である以上、契約手続きを簡素化し迅速な対応を図ったものと主張したとしても、次の疑問点があります。

まず、本当に危険が迫った状況である場合には、地方自治法に定める特命随意契約という契約方法があり、少額随意契約と比較してもより迅速に対応が可能です。特命随意契約を採用しなかったことは、切迫した危険性の認識はなかったものと思われませんが、いかがでしょうか。

次に、川崎市には公立学校174校ありますが、なぜ32校のみの工事であったのか。窓サッシ落下の危険性は、32校のみであったのか、他の142校に落下防止工事は必要なかったのか。174校に対し緊急点検を行った結果、32校のみに落下防止工事の必要性を把握したのか。以上のような疑問点がありますが、合理的な説明をお願いいたします。

10 結語

以上のとおり、甲第1号証に示す1～32の工事は地方自治法等の法令等に違反する契約会計処理がなされていたものであります。

法令等に違反することなく、適法な競争性のある契約方法を実施していれば、もっとよりよい市民サービスに向けられるべき多くの財源が存在したものであります。

現状の川崎市の財政状況からすると、1円のムダも許されない状況であり、本件不適切契約会計処理行為は、市長さんを始め、一生懸命市民のために働いている職員の方々の志に背く行為でもあります。

したがって、市長さんを始め職員が一丸となって、従前繰り返されていた不適切契約会計処理を改め、同様事例が繰り返されることがなく、税金のムダを縮減させていくためには、残念ながら、一定のショック療法はやむを得ないと思われれます。

最後に、将来に向かって、川崎市がよりよい街であり続けられるよう必要な勧告をお願いするものであります。

添付資料

- 【甲第1号証】……32校の「窓サッシ落下防止工事」に係る決裁文書
- 【甲第2号証】……川崎市軽易工事契約事務取扱規程
- 【甲第3号証】……会計事務研修テキスト

- 【甲第4号証】……工事写真(受注3社各1件ずつ)
- 【甲第5号証】……軽易工事に関する財政局長議会答弁
- 【甲第6号証】……請求者に対する教育委員会からの軽易工事に係る回答
- 【甲第7号証】……32件の文書開示一覧で「営修繕申請書」不存在表示
- 【甲第8号証】……総務省一契約における実質的な競争性の確保に関する調査
- 【甲第9号証】……履行場所が分かる一覧及び契約合計金額
- 【甲第10号証】……履行時期が分かる一覧
- 【甲第11号証】……教育委員会における複数履行場所一覧
- 【甲第12号証】……落札率
- 【甲第13号証】……支出負担行為に係る決裁文書(受注3社各1件ずつ)
- 【甲第14号証】……2009年(平成21年)5月28日付け新聞報道各紙
- 【甲第15号証】……前記新聞報道にある教育委員会の事例
- 【甲第16号証】……監査に対する教育長の措置通知書
- 【甲第17号証】……平成29年から25年までの分割発注関係の監査指摘事例
- 【甲第18号証】……京都市教育委員会における分割発注に係る住民監査請求事例

川崎市職員措置請求書(補足説明書)

2018(平成30年)年7月25日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3

職業 (略)

氏名 坂 卷 良 一

2018(平成30年)年7月13日付け川崎市職員措置請求書について、一部補足説明を行いますとともに、新たな甲号証を追加し、教育委員会教育環境整備推進室が地方自治法等の法令等に違反している事実をより明らかにするため、その補足説明書を提出いたします。

1 2018(平成30年)年7月13日付け川崎市職員措置請求書における「(8) 総務省判断の検証について」の補足説明について

4ページにあります当該(8)の最終行「むしろ1件工事として発注すべきものに該当するものであります。」といたしましたが、ベストな契約方法は、そのとおりであります。川崎区は「寺尾サッシ工業株式会社」、幸区、中原区及び高津区は「三王建設株式会社」、そして、宮前区、多摩区及び麻生区は「関東サッシサービズ株式会社」が受注していることからすれば、少なくとも、同一業者が受注した3件での発注を行うべきであるものであることからすれば、分割発注における違法性としては、少なくとも、32件を3つのグループ

にして一括発注できた分割発注の違法性があるものであります。

2 「〇〇補修工事」と工事名称を付していることについて

(1) 甲第1号証の1～32の回議書に記載されている件名は、32件すべて「〇〇補修工事」との件名が付されています。

当該32件の工事のみならず、教育委員会教育環境整備推進室が、軽易工事として発注している工事については、すべて「〇〇補修工事」と件名を付しています。

しかしながら、甲第1号証の1～32の工事もそうであったように、新設工事も含め、すべて「〇〇補修工事」と件名を付し、本来、執行する工事には適切な名称を付けなければならないところ、250万円以下の工事で新設工事を執行しているという違法性を感知されないために工事件名を偽り、監査の目をごまかしているものであります。

そこで、明らかに、新設工事であるにも関わらず、「〇〇補修工事」と件名を付している具体的な事例を甲第19号証に示します。

(2) 甲第19号証は、学校にエアコンを新設する決裁文書であります。

甲第19号証の1及び2には、学校からの営修繕申請書が添付されており、そこには、明確に「エアコンの設置」、つまり新設を依頼する申請書となっています。

また、甲第19号証の3以降については、学校からの営修繕申請書は添付されていないものの、各業者の見積書を確認すると、既存のエアコンを取り換えるのであれば、「既存のエアコンの撤去工事費」が含まれていなければならないところ、それらの経費の記載はありません。

したがって、明確に、エアコン新設の工事であるものの、工事件名には「〇〇補修工事」としてあります。

明らかに、新設工事が軽易工事に適用できないことをごまかすために、「〇〇補修工事」としているものであり、工事件名から監査の定期監査もしくは工事監査から逃れるための不適切な工事件名を付しているものであり、極めて悪質であります。

当該甲第19号証に示すエアコン工事が、軽易工事として発注することは禁止されている「新設工事」ではなく、あくまでも「原形復旧工事」であり補修工事であると主張するのであれば、その証拠を示し、合理的な説明をお願いいたします。

3 分割発注について

甲第19号証そのもの及び甲第19号証に示す契約内容

一覧との表題を付けた甲第20号証の件名を見ていただければ、一目瞭然であります。甲第19号証の1～7の工事は、エアコンを設置するための「電源工事」と「エアコンそのものの設置工事」とに分割発注しているものであります。

家庭におけるエアコン設置工事でも、200ボルトエアコンなどでは、電源工事を必要とし、エアコン設置と同時に一体工事として、お願いするものであります。

この件についても、「電源工事」と「エアコンそのものの設置工事」とは、まったく別ものであり、一体工事ではないとするのであれば、当該「電源工事」は、どのような必要性があって、「エアコンそのものの設置工事」と同時期に発注したのが、その証拠を示し、合理的な説明をお願いいたします。

さらに、甲第21号証の1であります。この場合は、新たな電源工事の必要性はなかったようで、電源工事との分割発注ではなく、「理科室」と「美術室」の工事に分割したものであります。

その契約内容一覧を示したものが、甲第22号証であります。

4 エアコン工事分割発注における児童・生徒への健康問題等について

今年は、熱中症の関係で学校でのエアコンの有無が社会問題となっております。川崎市教育委員会の方針は、学校側から請求のあった教室についてのみ、それぞれ1件ごとに設置工事を行うようであり、しかも工事費が250万円を超えた場合、複数の少額随意契約に分割し、軽易工事として発注しているようであります。

なぜ、年度当初にすべての小・中・高に聞き取りをし、必要なエアコン台数を確認し、市内全域での一般競争入札もしくは指名競争入札により一括発注することをしないのか、現実に、平成27年度においては、甲第19号証及び甲第21号証の8件のエアコン設置を軽易工事としてバラバラに発注している事実があります。

もし、この台数を一般競争入札もしくは指名競争入札により一括発注し、効率的な予算執行をしていれば、さらに多くのエアコンを設置する費用を生み出す可能性が高く、児童・生徒の健康問題や学習環境をより向上させることができます。

5 新設工事及び分割発注について

いずれにいたしましても、甲第20号証及び甲第22号証の各工事契約金額の合計を見ていただければお分かりになります。各分割工事の合計金額は、軽易工事の基準額であります250万円を超えているものであり、地方自治法等の法令等に違反しているものであります。

また、本件甲第1号証の1～32の工事のみではな

く、甲第19号証及び甲第21号証で示しましたとおり、新設工事を補修工事と偽るとともに、かつ、1件工事としては250万円を超える工事を複数の少額随意契約に分割し、軽易工事として発注している状況は、日常茶飯事だったようであり、児童・生徒の健康問題や学習環境のより快適な環境を作り出すことを本来の目的としているはずの部署である「教育環境整備推進室」は、一体、誰のための「環境整備推進室」であるのか、そのような違法発注という業務処理を行っていることについてのためらいや罪悪感というものは、教育委員会教育環境整備推進室の職員には、残念ながら皆無のようであります。

6 極めて悪質な分割発注事例について

甲第23号証に4件の工事を示します。

工事は、西中原中学校における体育館ステージ下の収納、支柱、台車等の補修工事であります。

まず、工事個所は、4件とも西中原中学校の体育館のステージ下に係る工事であります。したがって、4件に分割して発注する理由がなく、常識的に1件工事として一括発注すべきものであります。

西中原中学校の体育館のステージ下には、12列のパイプ椅子の収納レーンがありますが、その12レーンを平成25年度の発注では4レーンと2レーンの工事に分割し、平成26年度の工事では3レーンと3レーンの工事に分割して発注しております。

なぜこのようにレーンを4, 2, 3, 3に4分割したのか、合理的な説明をお願いいたします。

さらに、疑問の発注として、平成26年度の3レーンと3レーンの工事に分割した工事の中で、文書番号26川教環第1241号(契約番号4261000634)の見積書の撤去工事部分において、「既設収納台車撤去6台」及び「既設レール撤去6ヶ所」となっていますが、補修工事個所は「パネル鍵付きイス収納台車川崎仕様3列」及び「収納台車レール嵩上下地材(H=20～30)3列」となっています。

平成25年度の分割発注事例では、撤去工事と入れ替え工事の数量は、4列と2列となっているものの、平成26年度工事では、2分割した一つの発注に撤去工事を集中させ、もう一方の工事には、撤去工事を発注していません。

分割発注したということは、当該2件の工事を別々の業者が受注する可能性は当然あることから、撤去工事のみ一つの業者に集中させた場合、工事は支障なく遂行されるのか、なぜ、一方の工事に撤去工事を集中させたのか、合理的な説明をお願いいたします。

7 悪質分割による生徒の授業への影響について

甲第24号証に極めて悪質な発注事例の契約内容一覧を記載いたしました。

その契約日及び履行期限を見ていただきたいと思います。

西中原中学校の体育館のステージ下の収納関係の工事は、4件の工事として、最初の契約日が平成26年1月16日となっており、最後の履行期限が8月29日となっていることから、春休み、夏休み、卒業式及び入学式の時期と重なる、実に約7ヶ月半の工期となっています。

体育館の工事となれば、体育の授業及び部活動に支障が及ぶのではないのでしょうか。部活動で使用が予想される体育館であれば、春休みや夏休みにおいても、生徒への影響は必至であります。

さらに、この時期での体育館使用でのビックイベントとしては、卒業式及び入学式がありますが、卒業式及び入学式での椅子の出し入れに影響はなかったのでしょうか。

生徒の授業・部活動及び卒業式・入学式に影響が出るような長期間工事にさせた4分割発注を行った理由はなぜなのか、合理的な説明をお願いいたします。

8 教育委員会以外の他の部署における一般競争入札による適法発注の事例について

甲第25号証に、教育委員会とは違い、地方自治法等の法令等に適法に従い、一般競争入札による発注事例を示します。

甲第25号証には、それぞれ3つのパターンを示し、甲第25号証—1、甲第25号証—2及び甲第25号証—3とします。

まず、甲第25号証—1といたしましては、新設工事の事例を示します。

金額的には、各年度40万円台から240万円台と軽易工事に該当する250万円以下の工事ではありますが、新設工事であることから、適用すると違法となる少額随意契約の軽易工事取扱規程を適用せず、地方自治法等の法令等に従い、一般競争入札を適用した事例であります。

次に、甲第25号証—2といたしましては、補修工事ではありますが、分割発注していない事例を示します。

工事内容としましては、補修工事ではありますが、250万円を超える工事でもありますことから、適用すると違法となる少額随意契約の軽易工事取扱規程を適用せず、地方自治法等の法令等に従い、一般競争入札を適用した事例であります。

なお、示しました事例は、全数では件数が多数となりますので、250万円超から500万円までの事例のみをお示しさせていただきました。

最後に、甲第25号証—3といたしましては、補修工事かつ緊急工事でもありますので、定義の一部といたしましては、軽易工事取扱規程に該当いたしますが、金

額が250万円を超える工事でもありますことから、適用すると金額的に違法となる少額随意契約の軽易工事取扱規程を適用せず、地方自治法等の法令等に従い、一般競争入札を適用した事例であります。

9 他の部署に比較して際立つ教育委員会の違法契約について

前記7で示しましたとおり、他の部署では適法に契約を執行しております。

なぜか、教育委員会教育環境整備推進室が際立って違法契約を行っている状況が分かります。

10 教育委員会教育環境整備推進室の契約執行状況について

教育委員会教育環境整備推進室における平成27年度から平成29年度の契約執行状況は、次のとおりです。

契約件数は、1,100件台から1,400件台であり、契約金額は、10億円台から12億円台となっています。

それらのうち、違法契約がなされているものを適法な一般競争入札もしくは指名競争入札に移行できれば、児童・生徒の教育環境整備に配分する予算が多く配分され、児童・生徒の健康環境向上・成績向上に大きく寄与できると思われま。

11 まとめ

2018(平成30年)年7月13日付け川崎市職員措置請求書における「10 結語」において「法令等に違反することなく、適法な競争性のある契約方法を実施していれば、もっとよりよい市民サービスに向けられるべき多くの財源が存在したものであります。」と記載させていただきましたが、教育委員会の問題でありますので、児童・生徒への健康環境向上・成績向上に繋がる財源が存在したものであることを強調したいと思います。

また、同結語に、「市長さんを始め、一生懸命市民のために働いている職員の方々の志に背く行為でもあります。」とも記載させていただきましたが、甲第25号証に示させていただきましたとおり、多くの市職員の方々は、適法かつ適正な事務処理を心がけております。

今回の請求の対象は、甲第1号証に示す32件の「サッシ落下防止工事」ではありますが、第19号証以降に示しましたとおり教育委員会教育環境整備推進室は、多くの不適法・不適切な契約を行っています。

この機会に厳正な対処を行わなかった場合、今後も教育委員会教育環境整備推進室は、不適法・不適切な契約を続けていくでしょう。

したがって、一部の職員による不適法な事務処理をこれ以上続けさせないためにも、また、特に、教育委員会におきましては、予算を効率よく執行し、児童・生徒の健康環境向上・成績向上に繋がる契約執行に改

めてもらいたいために、厳正な対処をお願いするものであります。

最後に、改めてお願いいたしますが、児童・生徒の健康環境向上・成績向上を日夜頑張っている現場の先生方の努力を無にするような不適法・不適切な契約を抜本的に改めるためには、残念ながら、一定のショック療法はやむを得ないと思われま

添付資料

- 【甲第19号証】……7件の「電源とエアコンの分割発注工事」に係る決裁文書
- 【甲第20号証】……前記第19号証に示す契約内容一覧
- 【甲第21号証】……理科室と美術室に分割した決裁文書
- 【甲第22号証】……前記第21号証に示す契約内容一覧
- 【甲第23号証】……西中原中学における4分割発注事例の決裁文書
- 【甲第24号証】……前記第23号証に示す契約内容一覧
- 【甲第25号証】……教育委員会以外で適法に契約事務を遂行している事例

川崎市職員措置請求書（補足説明書その2）

2018（平成30年）年8月3日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3
 職業 (略)
 氏名 坂 卷 良 一

2018（平成30年）年7月13日付け川崎市職員措置請求書について、補足説明の追加を行いますとともに、新たな甲号証も追加し、教育委員会教育環境整備推進室が地方自治法等の法令等に違反している事実をより明らかにするため、その補足説明書その2を提出いたします。

1 甲代16号証において、渡邊教育長から監査委員あての措置通知として、平成29年9月29日付け29川教庶第659号の「監査の結果の報告に基づく措置について（通知）」を示しました。

甲第26号証として、その措置通知の元となりました平成29年3月27日付け 29川監公第3号の「監査結果について（公表）」を示します。

この甲第26号証は、その日付けに意味があります。

2 「舌の根も乾かぬうちに」を実践する教育環境整備推進室について

「舌の根も乾かぬうちに」とは、言葉を言い終わるか終わらないうち、前言に反したことを言ったりしたりすることを意味しています。

まず、甲第26号証の日付けであります、平成29年3月27日付けとなっております。

この甲第26号証には、教育環境整備推進室における分割発注事案が指摘されています。

通常の組織であれば、不適正な契約方法を指摘された際は、それ以降の契約は、適正な契約方法に改めるものであります、実質的な懲戒処分が下されなかった監査委員からの指摘に教育環境整備推進室は、指摘を無視し、適正な契約方法に改めることをしませんでした。

それを具体的に甲第27号証で示します。

つまり、指摘事項が公表された平成29年3月27日からわずか1ヶ月半後の5月中旬以降、分割発注と思われる契約が次々に行われております。

甲第27号証で示します14件の分割発注と思われる契約については、整理番号1番はグラウンド工事、2番・3番・4番・8番・9番・11番及び13番は空調工事、5・番は給食室工事、6番及び14番はプール工事、7番は校舎工事、10番及び12番は照明工事という工事において分割発注と思われる契約がなされています。

以上の分割発注と思われる契約案件について、分割発注でないこと教育環境整備推進室が主張するのであれば、その根拠を明確に示していただきたいと思

当然ながら、甲第8号証における総務省判断及び甲第14号証における「中学校グラウンドの防球ネット補修で1738万円の工事を7つの軽易工事として処理しているもの」と矛盾のない合理的な説明をお願いいた

なお、「中学校グラウンドの防球ネット補修で1738万円の工事を7つの軽易工事として処理しているもの」につきましては、服務監察担当からの調査に対し、教育環境整備推進室が自ら認めて申告した分割発注であることを念頭に置いて、甲第27号証の説明をお願いいたします。

3 「舌の根も乾かぬうちに」の渡邊教育長の措置通知について

甲第16号証において示しました渡邊教育長から監査委員あてた「監査の結果の報告に基づく措置について（通知）」において、「3 軽易工事や物品購入の契約手続を適正に行うべきもの」中、その「(1) 軽易工事の契約を適正に行うべきもの」において、「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。今後は、適正な契約事務に努めます。」としています。

しかし、どうでしょう。

まさに、「舌の根も乾かぬうちに」のとおり、甲第28号証に示しましたとおり、甲第16号証における平成29年9月29日以降における分割発注と思われる契約事案を一覧表にいたしました。

早いものは、「今後は、適正な契約事務に努めます。」と監査委員あてに通知した平成29年9月29日のわずか

約2週間後の10月10日付けの契約も見受けられ、合わせて22件もの分割発注と思われる契約が見受けられます。

4 「再発防止措置通知」は虚偽通知なのか

前記2及び3において示しましたとおり、教育環境整備推進室は、監査の指摘など何ら重く受け取っている状況は見受けられず、それ以上に、「無視」もしくは「言わせておけ」というような態度であります。

次の事例から致しますと、監査委員を「馬鹿にしている」としか思えない契約事例があります。

それは、甲第28号証における整理番号18番の「幸高等学校における屋根防水工事」であります。

合計6,966,000円の工事を「西側」「南側」「東側」の工事とし、それぞれ250万円以下の3つの工事に分割しているものであります。それぞれの契約日は、西側が2月20日、南側が3月15日そして東側が3月20日であります。

屋根の防水工事を行う際、どのような理由をもって「西側」「南側」「東側」3つの工事に分割したのか、説明をお願いいたします。

なお、南側の契約は、なぜだか「特命随意契約」となっています。特命随意契約が締結できる場合は、地方自治法施行令に規定された条項に該当していなければなりません。

なぜゆえに特命随意契約が締結されたのか、明確な説明をお願いいたします。

さらに、「今後は、適正な契約事務に努めます。」とした「舌の根も乾かぬうちに」続いた分割発注と思われる契約案件は、整理番号19番の「網入りガラス工事」、20番の「物置繋結工事」、23番・24番・25番・27番・の「空調工事」、22番の「給水管工事」、26番の「ポンプ工事」、28番・29番の「放送設備工事」、30番の「舞台照明工事」、31番の「グランド工事」36番の「消火設備工事」そして最後は、甲第14号証を彷彿させる「防球ネット工事」等々であります。

渡邊教育長からの措置通知にあります「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。今後は、適正な契約事務に努めます。」との措置状況であるにも関わらず、甲第28号証に示すような「舌の根も乾かぬうちに」が繰り返される分割発注がなぜ行われているのか、

このような状況に至っては、教育環境整備推進室にとどまらず、渡邊教育長の見解をお示し願いたいと思います。

5 「新設工事」について

「新設工事」につきましては、甲第3号証において示しましたとおり、会計室主催による「会計事務研修」

において、「新設工事」は軽易工事の対象とならないことが、明確に注意書きされています。

そこで、改めて、確認しておきたいと思いますが、甲第19号証において「エアコンの新設工事」を軽易工事として発注している事例を示しました。

また、甲第29号証に示します「防犯カメラ」の新設工事問題があります。

川崎市における一般競争入札・指名競争入札・特命随意契約及び軽易工事契約について、可能な限り遡って確認しましたが、学校における「エアコン」及び「防犯カメラ」に係る「新設工事」は、1件も確認できませんでした。

しかしながら、新設されていないことになっているエアコン及び防犯カメラの「補修工事」は何件もあります。どうなっているのでしょうか。

防犯カメラの補修工事につきましては、甲第30号証に示しますとおり、平成29年度のみであります、7件確認できました。

以上のとおり、渡邊教育長さんは、「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。今後は、適正な契約事務に努めます。」としておりますが、研修で教わったことも無視し、今後は、適正な契約事務に努めます、との言葉もむなしく響くのみであります。

仮に、エアコンや防犯カメラの新設工事の契約事例があれば、お示しいただきたいと思います。

6 まとめ

まず、確認しておかなければならないのは、本件監査請求の対象であります甲第1号証の32件の軽易工事として発注・契約した工事が、適用した甲第2号証の軽易工事取扱規程の定義に該当するか否かの判断が第一であります。

次に、当該32件の工事が、分割発注されたものかどうかの判断であります。

(1) 軽易工事取扱規程の定義に該当するか否かについて
まず、本件監査請求の対象であります甲第1号証の32件の契約案件は、当該契約に係る業者見積書並びに工事完成写真を見れば一目瞭然であります、まぎれもない「窓サッシ落下防止金具を新設する工事」であり、補修工事ではありません。

一応、軽易工事の定義について解説しますと①小破修繕であるか否か②別表のどれに該当するか③原形復旧工事であるのか、さらに学校での場合は④学校からの需要に迅速に対応するものであるのか、であります。

以上の①から③まですべてに該当する場合に限って、初めて、軽易工事として発注・契約ができるも

のであり、一つでも欠けた場合は、軽易工事に該当しないものであります。

なお、学校の場合は、④も考慮に入れる必要があると思われます。

「小破修繕」に該当するか否かについては、どこが破損してどこを修繕したのか、「別表」の該当性については、どれに該当するのか、「原形復旧工事」に該当するか否かについては、どこをどのように元通りに直したのか、併せて「学校からの需要に迅速に対応するもの」の該当性については、学校からどのような要請があり、どれだけ迅速に対応したのか。

契約回議書及び業者見積書並びに工事完成写真を見た場合、①建物等の小破修繕工事でもなければ②別表で定めるものにも該当せず③原形復旧工事でもなく④学校からの需要に迅速に対応するものでもなかったものであることが確認できます。

したがって、甲第1号証の32件の契約案件は、軽易工事に該当しない工事であったものであり、地方自治法等の関係法令等に違反した契約であります。

会計室主催の会計事務研修では、新設工事は軽易工事取扱規程の定義に該当しないことから軽易工事として発注・契約を行わないように注意喚起しています。

仮に、当該契約に係る業者見積書並びに工事完成写真を見てもなお補修工事であると主張し続けるのであれば、軽易工事取扱規程の定義にあるいくつかの項目について、何一つ欠けることなく定義に該当することを明確に説明すべきであります。

どう考えても、「窓サッシ落下防止金具を新設する工事」であることは明白でありますので、本件監査請求の対象であります甲第1号証の32件の契約案件は、軽易工事取扱規程を適用してはならず、当然、一般競争入札もしくは指名競争入札として発注・契約をしなければならぬ契約案件であることから、地方自治法等の関係法令等に違反した契約であります。

また、財政局長の議会答弁にあります「学校からの需要に迅速に対応するもの」であるのか否かでありましたが、学校からの要請がなかったことは、学校からの営修繕申請書がなかったことから、明白であります。

(2) 分割発注について

前記(1)のとおり甲第1号証の32件の軽易工事として発注・契約した工事は、新設工事であり、軽易工事として発注・契約したことは地方自治法等の関係法令等に違反していることは明白であります。併せて、軽易工事であっても、分割発注を行った違反もあります。

分割発注については、甲第8号証で示しました総務省の判断基準であります「業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。」とあることからいたしますと、甲第1号証の32件の工事も「業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであること」「当該業務は計画的に行われていること」であることからして、地方自治法等の関係法令等に照らし、軽易工事ではなく、一般競争入札もしくは指名競争入札により発注・契約すべき案件であることが明白であります。

さらに、前記4及び5にありますとおり、渡邊教育長の措置通知の「舌の根も乾かぬうちに」分割発注を繰り返している現実があります。

この現実を見ると、渡邊教育長の措置通知が虚偽の内容なのか、はたまた、監査委員の指摘など意に介さず馬鹿にしているのか、理解に苦しむものであります。

(3) 「仏の顔も三度まで」について

事ここに至っては、まさに「仏の顔も三度まで」と言いたくなります。

この状況を知った市長さん、地方自治法等の関係法令等を遵守して適正な契約事務を行っている市職員の方々、教育の現場で汗水たらして頑張っている教職員の方々、そして納税者である市民の方々は、一体どのように感じるのでしょうか。

ルールを守らない行政、行政自らが自らに都合のいいようにルールを解釈・運用する地方自治体、そのようなことがあってよいのでしょうか。

なお、一番心配なのが、この状況が続いた場合、将来、刑事事件に発展する可能性が高いということでもあります。

可能な限り直近の事例として、約1年前に報道された少額随意契約に係る刑事事件についての具体的な事例を甲第31号証に示しますが、そうならないためにも、今のうちに厳正な対処が必要です。

添付資料

- 【甲第26号証】 ……平成29年3月27日付け29川監公第3号の「監査結果について (公表)」
- 【甲第27号証】 ……指摘事項が公表された平成29年3月27日以降における分割発注事例一覧
- 【甲第28号証】 ……渡邊教育長の措置状況を公表した平成29年9月29日以降に締結した分割発注と思われる契約事例一覧
- 【甲第29号証】 ……「防犯カメラ」の新設工事に係る回議書

【甲第30号証】……「防犯カメラ」の補修工事とされる
工事一覧

【甲第31号証】……少額随意契約を悪用した汚職事件の
新聞報道

川崎市職員措置請求書（補足説明書その3）

2018（平成30年）年8月8日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3

職業 (略)

氏名 坂 卷 良 一

2018（平成30年）年7月13日付け川崎市職員措置請求書について、同年8月3日、請求人及び長その他の執行機関又は職員の陳述が行われた際、教育委員会職員及びその関係職員の陳述において虚偽の陳述及び明らかな法令等の解釈間違いが含まれていたことから、それを明らかにするため、「住民監査請求に対する市の考え方」（以下「市の考え方」という。）及び口頭による陳述について、補足説明書その3を提出いたします。

1 「市の考え方」における「1 本件請求に関する事実関係」について

(1) 軽易工事取扱規程第7条第3号について

当該1の後段の後半部分に、「軽易工事取扱規程第7条第3号の「本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの」が選定すべき業者の要件となっていることから、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている市内中小企業のうち、過去3年間に市立学校において窓サッシに係る工事実績のある業者を選定し、見積り合わせにより契約相手を決定しました。」と述べています。

しかしながら、この条項の適用に関しては、平成28年度契約において、不自然な契約状況がみられます。

平成29年度契約において、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている業者から、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみで32件の工事の見積り合わせを行っていますが、平成28年度契約の状況を見ますと、必ずしもそのような状況ではありません。

まず、甲第32号証に平成19年度から平成29年度までの「サッシ工事」とされている工事をすべて網羅いたしました。

そこを見ていただくとお分かりになります。一覧表に網掛けをしております「業者名」の欄の「三王建設株式会社」を見てください。三王建設株式会社は、サッシ工事としては、平成23年度、平成25年度、平成26年度、平成28年度及び本件の平成29年度の工事を受注しております。

注目していただきたいのが業種欄ですが、三王建設株式会社は、平成28年度までは、サッシ工事であっても「建築」の業種での受注となっております。

次に、甲第33号証を示しますが、工事請負有資格業者名簿（業種数：32業種延べ業者数：約5千業者）に登録された業者の中から、見積り合わせを含む入札参加者として複数の業者を選択する場合は、同一の業種に登録されている業者から選択しなければなりません。

「市の考え方」では、本件対象の平成29年度工事では、確かに、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている業者から、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみで32件の工事の見積り業者として選定しています。

しかしながら、三王建設株式会社は、平成28年度までは「建具」ではなく、「建築」の業種での受注であります。

そこで、甲第34号証を示します。

それは、三王建設株式会社が受注した平成28年度における18件の業者選定調書であります。建築業種からの選定でありますので、平成29年度工事のように、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている業者、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみではなく、建築業者が並んでおります。

その状況を分かりやすく一覧表にいたしましたのが、甲第35号証であります。

なぜ、そのような建築業種から選択したかといいますと、平成28年度と平成29年度の違いは、三王建設株式会社が「建具」業種でのサッシ工事実績がなかったことから、その実績作りのために建築業者との組み合わせによる見積り合わせを実施したものとされます。

その結果、18件すべての工事を受注したことにより、過去3年以内の市立学校におけるサッシ工事実績を残せたものであります。

そこで、平成29年度工事では、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみによる見積り合わせを実現させる状況に至りました。

なお、過去3年間という実績期間については、川崎市としては、何ら規定したものではなく、教育委員会が単に、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみによる見積り合わせの組み合わせ見積りを実現させるための口実であると思われ

ます。

それは、違うというのであれば、契約課に確認し

てください。

また、平成28年度において、組み合わせとして使った甲第35号証にある建築業者の10業者（関東サッシサービスは除く）も見積書を提出しているという事は、サッシ落下防止工事をできますと言っているもので、教育委員会職員及びその関係職員が陳述した①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設しかできないという論理は崩れ、ここが虚偽陳述に該当するものであります。

さらに、3年以上前に遡りますと、甲第32号証にあります「有限会社渡辺ガラス」及び「サンヨウ窓建株式会社」については、建具業種であり、かつ、サッシ工事の実績もあることから、教育委員会が独自に設定した3年縛りを除外すれば、その2業者も見積り合わせ対象業者となり、3業者のみが実績対象者であるという教育委員会の陳述は、一種の虚偽陳述となるものであります。

工事実績につきましては、契約システムにおいて契約実績検索を行えば、瞬時に「有限会社渡辺ガラス」及び「サンヨウ窓建株式会社」の業者名が確認できますが、この2業者を入れないようにするために、「過去3年間」という教育委員会独自の条件を付したものとされます。

したがって、教育委員会が言う「建具業種」かつ「サッシ工事実績」で言えば、「三王建設株式会社」は除外され、「有限会社渡辺ガラス」及び「サンヨウ窓建株式会社」の2業種が対象にならなくてはなりません。

さらに、「三王建設株式会社」を対象とするのであれば、平成28年度工事で、三王建設株式会社との組み合わせで見積り業者に入れた10業者も、対象にしなくてはならず、業種も建築業種であっても問題ないと言わざるを得ません。

平成28年度工事も平成29年度工事を発注・決裁した同一の担当課長でありますので、当該担当課長は、上記の状況を一番知り得ている立場の職員であります。

(2) 軽易工事取扱規程第7条第2号について

軽易工事取扱規程第7条第3号の「本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの」が選定すべき業者の要件となっていると陳述しているが、同規程同条第2号に規定する「工事の履行場所の近くに事務所を有すること。」の規定については、考慮しなかったのでしょうか。

証拠としては、6ページに出てきますが甲第41号証があります。

そこには、市内の中小企業で建具及びサッシ工事で登録している業者が、多摩区及び麻生区を除く5

つの区に事務所を有していることが分かります。

当然ながら、平成28年度工事において見積り業者とした建築業種にまで範囲を広げれば、すべての区に事務所を有する業者があります。

なお、平成28年度工事の建築業種の業者については、軽易工事取扱規程第7条第3号の「本市工事の経験があり」との条項の適用はどうなっているのでしょうか。甲第32号のサッシ工事契約の実績には、まったく載っていない建築業者がずらりと見積り業者として見積書を提出しています。

平成28年度工事と平成29年度工事を比較し、陳述を見てみますと、大きな矛盾があるものであり、虚偽陳述と言ってもいいものであります。

2 「市の考え方」における「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」について

3ページの7行目から「金額の少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定額以下のものについては、一律随意契約（以下「少額随契」という。）によることができることとされているものです。」としています。

その主旨であります。比較の対象としては、1件の契約の少額随契と1件の契約の競争入札との比較が原則であります。今回のように、32件の少額随契の事務手続きと1件の競争入札の事務手続きとを比較した場合、どちらが、能率的な行政事務を阻害しているのでしょうか。

この部分は、明らかな法令解釈の誤りであることはもちろん、あえて自らの業務量を多くしている点が理解に苦しむところでもあります。本来、契約課に当該32件の契約手続きを依頼すれば、それだけ自らの業務量が減少するところ、自ら進んで業務量を多くしているということは、教育委員会職員において、事務量を多くしてもなお、何らかのメリットがあるのでしょうか。

次に、同じ3ページの「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」の最終段落にあります「本件工事は、業者見積りがいずれも・・・また、児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、・・・」とあります。

「1 本件請求に関する事実経過」において明らかにされていますが、平成27年度に2校、平成28年度に1校、窓サッシの落下事故が発生したとのことと、「児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、」とを併せて考えた場合、遅くとも、平成28年度中にはすべての窓サッシ落下防止工事を実行すべきでありましたが、現実には、平成29年度の10月まで工事は行われませんでした。

実際のところ、平成28年度及び平成29年度におい

て、窓サッシ落下防止対象は、すべて完了したのでしょうか。教育委員会職員及びその関係職員は、平成27年度及び平成28年度において起こった事故後、教育委員会職員が調査を行ったとしていますので、その調査報告書を明らかにすべきであります。よもや、調査報告書は存在しないとは言わないでしょう。

緊急性のある工事事例として甲第36号証の1、2、3を示します。

甲第36号証の1は、緊急性のある工事であるものの、一般競争入札を行った事例。

甲第36号証の2は、緊急性のある工事であるものの、指名競争入札を行った事例。

甲第36号証の3は、緊急性のある工事であるものの、随意契約を行った事例。

以上のいずれも緊急性のある工事ではありますが、中には金額にして250万円以下の案件が2件あり、それらはいずれも一般競争入札手続きを執っています。

したがって、緊急工事であっても、公平性、透明性及び地方自治法の大原則であります最少経費最大効果を原則として考慮した場合、多少手続きに時間を要したとしても、見積り合わせではなく、一般競争入札手続きを執っている部署があります。

また、教育委員会職員もしくはその関係職員が、特命随意契約は、災害対応のみとの陳述をしておりますが、見てわかるとおり、災害対応以外の緊急工事の特命随意契約を行っている事例は、多数存在いたします。

この点も、虚偽陳述であります。

次に、前記の続きにあります同じ3ページの「2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠」の最終段落にあります「本件工事は、業者見積りがいずれも・・・また、児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、・・・」の後に続き記載されている「従前の効用を復旧する「原形復旧工事」に該当するものであることからして、軽易工事として取り扱ったものです。」とあります今回の陳述の際に原形復旧の元の状況を示す写真が提示されましたが、業者が完成写真として提出した工事写真には、その状況が全く撮影されておりません。

戸車に関しましては、古い戸車の状況の写真が撮影されております。

したがって、原形の工事写真が無いことから、原形は存在しないのではないかと思います。

なお、さらに「原形復旧」の説明として、文部科学省の用語の説明として「注釈3」を示し引用していますが、甲第37号証において当該文部科学省の用語の説明を示します。

この用語の定義は、請求者が示した原形復旧に該当しないとしたことに対し、反論しようとしてネット検

索した結果、このサイトがヒットし、教育委員会の都合のいいように解釈・引用したものであります。

この用語の定義は、「災害復旧」における原形復旧であり、災害時は完全な原形復旧はまず難しいことから、被災者のことを考慮した場合、厳格解釈ではなく、多少拡大解釈すべきものと政治判断からの用語の説明であると思われます。

その点で、原形復旧は原形復旧でありますので通常は用語の説明は不要であります。あえて災害復旧時には多少の拡大解釈が必要であることから、用語の説明に「原形復旧」を入れたものと思われます。

したがって、文部科学省の災害復旧における被災者対策を考慮した政治判断の「原形復旧」を川崎市の「軽易工事」の「原形復旧」と同一視することはあってはならないものであります。

明らかに、間違っている解釈を行っているものであります。

3 「市の考え方」における「3 工事の発注単位について」について

「工事の発注単位は、川崎市では明確な基準が存在せず、方針も指導もなく、どのような発注単位とするかについては、個別の案件ごとに検討する必要がある」としています。

そもそもこの考え方が、川崎市の考え方とした場合、川崎市は、地方自治法の原理原則をまったく理解していない政令指定都市とみなされてしまいます。

甲第38号証を示します。

それは、大阪府のホームページにあります「行政の効率化」について記載されたものであり、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」について記載されております。

発注単位をどうするかについても、当然のこととして、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」を原則として、判断すべきであります。

したがって、発注単位をどうするかについては、「川崎市では明確な基準が存在せず、方針も指導もなく、どのような発注単位とするかについては、個別の案件ごとに検討する必要がある」と考えるのではなく、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」の原理原則に基づいて判断すべきであります。

「市の考え方」に示されている「個別の案件ごとに検討する」とした場合、個別案件ごとにどのような基準で判断しているのか、地方自治法の原理原則以外の基準があるのであれば、それについて、川崎市は明確に示すべきであります。

したがって、「市の考え方」のこの部分は、川崎市は、地方自治法の原理原則を理解していない150万人政令指定都市ということを公言しているようなもので

あり、この「市の考え方」に基づいて監査委員さんが判断を下した場合、川崎市は、全国的に恥をかくことにもなりかねません。

また、4ページの4行目に「予定価格250万円以下の…」とあることから、予定価格調書が当然あると思えますが、開示請求により開示された文書に「予定価格調書」が添付されていませんでした。

甲第39号証を示します。

この文書は、(昭和44年12月17日蔵計第4438号大蔵省主計局長から各省庁会計課長、各財務局長あて)の「随意契約による場合の予定価格等について」であります。そこには、「随意契約であっても予定価格の資料は添付させるよう措置するものとする。」との文書であり、川崎市においても各局において予定価格調書は添付されております。

なぜ、教育委員会の開示文書に予定価格調書が添付されていないのでしょうか。

次に、4ページの7行目から、「中小企業活性化条例」のことが記載され、32件に分割発注したことが、さもこの条例に基づいた措置であるかのごときの記載があります。

当該条例の元となっている「閣議決定」を甲第40号証として示します。

これは、中小企業の能力で受注可能な単位に発注単位を分離・分割し、中小企業の受注拡大を意図したものであり、川崎市における窓サッシ工事を受注できる市内中小企業は、甲第41号証に示しますとおり、11業者あります。

この条例を引用するのであれば、32件の工事を3業者のみに受注機会を与えること自体が、川崎市が自らの条例に違反していることとなります。

なぜ、11業者に受注機会を与えなかったのか。

請求者は、一般競争入札もしくは指名競争入札を主張していることからすれば、11業者すべてに受注機会を与える方針であります。

しかも、閣議決定の7ページの「3 中小企業者が受注し易い発注とする工夫」を見ていただければわかるとおり「中小企業への受注機会の拡大における分離・分割」と「国を始めとして全国の地方公共団体において禁止されている少額随意契約の分割発注」とは、まったく次元の違う話であり、監査委員さんをミスリードに導く記載をし、これに基づき監査委員さんが判断した場合、この点においても川崎市の恥を全国に知らしめることにもなります。

明らかに、解釈の間違いであります。もしかしたら、あえて間違いであることはわかっていて、監査委員さんをミスリードするために引用したとも思える条例の引用であります。

なお、学校運営上、工期の問題から、1つの業者にまとめた場合、夏季休業中に間に合わないと主張していますが、仮に、本当にそのことを考えているのであれば、それこそ11業者に分割した方が、早期に完了するものであります。なぜ、3業者のみに絞ったのか、疑問が残ります。

もう一つ疑問なのが、学校関係の工事は、窓サッシ工事に限らず、夏季休暇等の学校の休み期間中にすべて行っているのでしょうか。現実には、本件32件の工事で最も長い工期は、7月21日から10月30日までとなっており、この主張には根拠がありません。

毎年、年間で学校関係の工事は、1,000件から1,500件前後発注されていますが、陳述によれば、それらすべて、夏季休暇等の学校の休み期間中にすべて行っているとありますが、実際のところはどうか。

現実の工期として、夏季休暇等の学校の休み期間中以外にも行われている工事がある場合、この点でも、虚偽陳述であります。

次に、「3 工事の発注単位について」の最終段落にあります「競争入札とした場合、工事完了までに約3年程度を要することとなる。」とありますが、学校施設の工事の設計・発注を行っている「まちづくり局」に確認したところ、基本的には、7月までに教育委員会から工事要望を出してもらえれば、次年度対応は可能との回答であり、最短で10ヶ月の期間で契約は可能とのことであります。

もちろん、補正予算も行っていることからすれば、緊急性があれば、通常の10ヶ月より短縮されるものもあることは当然であります。

また、特殊な橋梁などの場合は、条件によっては3年程度かかるかもしれませんが、軽易工事では発注が可能な工事において、設計に時間がかかるはずはありません。

したがって、この点からも競争入札ではなく、なぜだか不明ではありますが、自らの業務量が増える軽易工事でも発注したいとする意志を感じることはできるものであります。明らかに、監査委員さんをミスリードさせるための虚偽陳述以外なものでもありません。まちづくり局に電話1本かければ、3年かかるか、原則の10ヶ月で対応可能なか、瞬時にわかります。

次に、順番が前後いたしますが、4ページの3行目「本件工事の対象である32校は履行場所がすべて異なることから、学校ごとに契約を執行するのが原則であり」としています。

それでは、甲第42号証の1～6を示します。

それは、それぞれ「ほか1校」という契約であります。陳述にあります「学校ごとに契約を執行するのが原

則」とするのであれば、甲第 42号証の1～6で示した「ほか1校」契約は、原則ではないということになります。その原則でないとする理由は何でしょうか。

甲第42号証の1は、「下作延小学校」と「高津中学校」

甲第42号証の2は、「稗原小学校」と「西高津中学校」

甲第42号証の3は、「王禅寺中央小学校」と「王禅寺中央中学校」

甲第42号証の4は、「東菅小学校」と「千代ヶ丘小学校」

甲第42号証の5は、「南生田中学校」と「平小学校」

甲第42号証の6は、「長沢中学校」と「南大師中学校」

特に、甲第42号証の6は、「長沢中学校」と「南大師中学校」は、川崎市の東西のほぼ端と端に位置する学校であり、この組み合わせの理由は一体何でしょうか。

つまりは、監査請求の対象となっている32校の契約が、1校単位となっていることから、そこだけにとらわれ、それを正当化することのみに集中してしまったことから昨年の複数学校契約を忘れてしまい、明らかな矛盾をはらむ陳述となっています。これも、一種の虚偽陳述の一つと言えるでしょう。

また、川崎区から麻生区までの7つの区別の学校数でまとめた契約を行っているのが、甲第43号証で示します機械警備委託の契約事例であります。

これも、同じ担当課長が決裁したものであるものの、この複数学校契約をすっかり忘れており、結局、監査請求の対象となっている32校の1校単位の契約を正当化することばかりに意識が集中してしまった結果、矛盾した陳述となってしまったものであります。

4 「川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解」について

次に、(16)「7 疑問のまとめ」にあります7ページの上から13行目に「市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と陳述しております。

この前々ページとなります5ページに大蔵省からの予定価格に関する通達文を記載いたしました。教育委員会が自ら予定価格を定めるものと陳述されましたので、さらに、確認したいと思いますが、予定価格調書が開示されていないのはなぜでしょうか。教育委員会自らが契約規則を陳述いたしましたので、予定価格調書は、当然のごとく作成したと思います。開示されないということは、隠ぺいしたのか、公文書を破棄したのか、どちらかだと思いますが、明確に説明をお願いいたします。

自らが陳述しておきながら、仮に、予定価格調書を作成していないとすると、これも虚偽陳述の一種では

ないでしょうか。

次に、(18)「9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合」についてであります。

陳述においては、特命随契は、災害時のみとの陳述であります。前出の甲第36号証—3を見ていただければ一目瞭然であります。災害以外の特命随意契約を多数列挙させていただいております。

また、甲第44号証で示します教育委員会教育環境整備推進室における随意契約の事例であります。

冒頭に「緊急」と件名に付されている11件の契約事例を挙げました。それらは、いずれも件名から判断いたしますと必ずしも災害対応とは思えない件名となっております。

また、「緊急」の名称は付されていないものの、随意契約として、約1,500件を列挙させていただきました。それらの申に、災害とは関係がなく「緊急」理由での随意契約案件は存在しないのでしょうか。

仮に、教育委員会教育環境整備推進室が契約した随意契約の中に、「緊急」を理由とした随意契約があった場合、矛盾する陳述となりますが、いかがでしょうか。

もしも、そのような契約案件があった場合は、それも一種の虚偽陳述と言えなくもないと思います。

そうだとすると、あまりにも地方自治法及び地方自治法施行令の理解が乏しい状況が垣間見えてしまいました。

本当に、そのような内容を「市の考え方」として陳述していいものなのでしょうか。

5 見積書の再提出について

甲第45号証に示しますが、一度、見積り依頼をした後、約3ヶ月後、改めて仕様変更につき再度見積書の提出を求めています。

児童・生徒の安全確保をうたい文句に迅速契約が必須であるとの陳述をしておりますが、仕様変更との理由から、約3ヶ月の空白期間を生じさせています。これも、矛盾するところでもあります。なぜ、そのような約3ヶ月間の空白期間を生じさせてしまったのか、迅速契約が必要であるので、競争入札ではなく、見積り合わせて契約を行うとするのであれば、矛盾を解消する明快な説明をすべきであります。

6 虚偽陳述及び明らかな法令等の解釈間違いについて

以上のとおり、虚偽陳述及び明らかな法令等の解釈間違いについて、請求者の考えを証拠を用いて説明いたしました。

全体的に言えますのが、とりあえず、本件32件の平成29年度の住民監査請求対象工事の正当性を陳述しようとするあまり、前後がまったく見えていない状況で

の陳述になってしまっていました。

教育委員会が引用した元を確認したり、引用条項の前後を確認したり、前年度契約を確認したりいたしますと、教育委員会の陳述の矛盾が露呈し、かつ、法令等の明らかな解釈間違いというか、自らに都合の良い解釈を行うことに終始している状況が明らかになっています。

教育委員会以外の他の部署においては、地方自治法等の法令等を適正に適用し、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」の原理原則を順守し、適正な契約に努めている部署が大半であると思いますが、仮に、このような法令解釈が川崎市職員の全体の姿であるとする、それは、政令指定都市にふさわしい都市と言えるものでしょうか。

なお、最後の最後に付け加えますが、平成17年2月23日付け平成17年川監公第6号において公表された「川崎市職員（川崎市長並びに関係職員）措置請求に係る監査の結果について（公表）」について、甲第46号証を示します。

その最終ページであります30ページに「なお、平成15年12月24日付け住民監査請求における契約金額の算定方法に関する関係職員の陳述内容が、その後の住民訴訟における川崎市の主張と異なっていることは、極めて遺憾であることを付言する。今後このようなことがないように望むものである。」との記載があります。

この指摘は、当時、大変な話題となったものであります。

それから約15年が経過した本件住民監査請求が、監査委員に対する同様の状況であることがうかがえるものであります。もし、そのような状況が思い当たるのであれば、教育委員会は、現時点において、陳述の修正を行うべきであることを付け加えておきます。

添付資料

- 【甲第32号証】……平成19年度から平成29年度までの「サッシ工事」とされている工事の一覧表
- 【甲第33号証】……工事請負有資格業者名簿（業種数：32業種）を示す
- 【甲第34号証】……三王建設株式会社が受注した平成28年度における18件の業者選定調書
- 【甲第35号証】……甲第34号証の状況を分かりやすくした一覧表
- 【甲第36号証】……緊急性のある工事で一般競争入札、指名競争入札、随意契約を行った事例
- 【甲第37号証】……文部科学省の用語の説明
- 【甲第38号証】……大阪府のホームページにある最少経

費最大効果について

- 【甲第39号証】……（昭和44年12月17日蔵計第4438号大蔵省主計局長から各省庁会計課長、各財務局長あて）の「随意契約による場合の予定価格等について」
- 【甲第40号証】……「中小企業活性化条例」の元となっている「閣議決定」
- 【甲第41号証】……窓サッシ工事を受注できる市内中小企業11業者の一覧
- 【甲第42号証】……「ほか1校」工事を示す6件の回議書
- 【甲第43号証】……川崎区から麻生区までの7つの区別学校数でまとめた契約事例
- 【甲第44号証】……教育委員会教育環境整備推進室における随意契約の事例
- 【甲第45号証】……一度、見積り依頼をした後、約3ヶ月後、改めて仕様変更につき再度見積書の提出を求めている見積り依頼書
- 【甲第46号証】……平成17年2月23日付け平成17年川監公第6号において公表された「川崎市職員（川崎市長並びに関係職員）措置請求に係る監査の結果について（公表）」について

【結果】

第1 請求の受理

本件措置請求は、平成30年7月13日付けで「川崎市職員措置請求書」として提出され、これを補充するものとして、同年7月25日付けで「川崎市職員措置請求書（補足説明書）」が提出された。

本件措置請求において、請求人は、平成29年度に行われた、市立小中学校における窓サッシ落下防止補修工事32件（別紙1参照。以下「本件工事」という。）は、軽易工事に該当せず、かつ、1件で行うべき工事を複数の工事に分割したものであるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により契約を締結したことが違法であるとし、当該契約に関わった市職員に対し、適法に行った契約（一般競争入札若しくは指名競争入札）の場合との差額である市が被った損害を補填するために必要な措置を行うよう勧告することを求めている。

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、平成30年7月25日付けで受理することとし、監査対象局を教育委員会事務局として監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律

第67号。以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、平成30年8月3日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、「川崎市職員措置請求書(補足説明書その2)」の提出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく教育委員会事務局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成30年8月3日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

また、関係職員の陳述に対し、平成30年8月8日付けで、請求人から「川崎市職員措置請求書(補足説明書その3)」が提出された。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件工事を軽易工事として少額随意契約(見積り合わせ)により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 川崎市軽易工事契約事務取扱規程(昭和49年訓令第8号。以下「軽易工事取扱規程」という。)により、軽易工事の定義は「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」とされている。本件工事は、小破修繕でもなければ、原形復旧工事でもない。明らかに該当しない工事に軽易工事取扱規程を適用し、見積り合わせで契約をしている。法により契約の原則は一般競争入札とされており、随意契約の場合は施行令に掲げる規定に該当しなければならない。軽易工事取扱規程に違反する工事は、法に違反する契約をしているということである。軽易工事取扱規程の中に新築を不可とする規定はないが、会計室による事務研修のテキストにおいて、「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」「軽易工事は建物等の原形復旧であり、新築・新設等を目的とする工事はできませんので注意してください。」と周知されている。

(2) 工事写真を見れば原形復旧でないことは明ら

かで、原形とは違った金具が新しく取り付けられており、業者により明確に後付と書かれたものもある。窓が壊れているわけでもなく、窓に金具を取り付け、窓枠が簡単に外れない、窓が転落をしない、そういう事故の発生を防ぐという工事である。契約を所管する財政局長の答弁においても、軽易工事は小破修繕であり、学校からの需要に迅速に対応するためとされている。通常は学校からの営修繕申請に基づき教育委員会の本庁で発注工事を行うが、本件工事には営修繕申請書がない。教育委員会の方で何らかの措置をしないと事故が起きる可能性があると考えたのかもしれないが、対象が174校全校でないのはなぜか。

(3) 平成26年1月に総務省が発表した、契約における実質的な競争性の確保に関する調査と、その調査の結果に基づく勧告の中で、「同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例」につき、「これらの契約については、いずれも業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。」とされている。本件工事についても、業務内容、履行場所、履行時期がほぼ同じであるため、当然ながら少額随意契約ではなく、一括して一般競争入札で行われるべきものに該当する。

(4) 本件工事は3者が落札しているが、なぜかきれいに区別に受注業者が分かれている。同じ業者が落札し、業務内容も同じであるため、本件工事を一括で発注することは可能であり、少なくとも3者が受注した区分ごとにまとめて発注することは可能であったはずである。また、当該区分ごとに、見積り依頼日、見積締切日、以降の行政側の契約、発注手続がそれぞれ同日となっており、それぞれを分割して発注する意味はなく、一般競争入札で発注すべき内容である。過去の別のサッシ工事では「ほか1校」とまとめた契約があり、サッシ以外の工事では21校をまとめた契約もある。一括で発注すればそれだけ手間が省けたのに、なぜ本件工事は分割したのか。教育委員会は、あえて自分たちで事務量を増やしている。

(5) 本件工事と同時期の平成29年7月に一般競争入札若しくは指名競争入札で行われた工事は65件ある。その平均落札率は92.69%であり、差額である7.31%が、本来入札でやるべきであった工事を、見積り合わせとしたことにより発生

した損害金と認定した。工事の執行と支出命令の承認者は同一の担当課長である。

- (6) 2009年5月28日の新聞各紙で、当時の服務監察担当による軽易工事の契約状況の調査結果が取り上げられたが、全体の1割が不適切であった。その中には分割発注もかなりあり、特に大きな事例として、中学校グラウンドの防球ネット補修は7つの軽易工事に分割していた。教育委員会の分割発注は今に始まったものではない。これらに対する処分は文書注意のみで、実質的な不利益処分が行われなかったため、川崎市では分割発注が継続している。分割発注に関する監査委員からの指摘に対し、教育長は「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。」「今後は、適正な契約事務に努めます。」と報告しているが、以降も繰り返し分割発注をしている。

- (7) 学校にエアコンや防犯カメラを新設する際にも、回議書に新設工事と書くと軽易工事でなくなり自分たちで契約行為ができなくなるため、補修工事という名目で軽易工事として発注している。契約課で行われる契約は、多くの職員が関わり契約に至るため、汚職は相当限られたものになるが、軽易工事は業者との結びつきがあるため、汚職につながる可能性がある。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に関する事実経過

川崎市立小学校において、平成27年度に2校、平成28年度に1校、窓サッシが落下する事故が相次いで発生した。この事故原因等について検証したところ、いずれも窓サッシの外れ止めが、経年劣化により欠損していたことが判明した。落下したサッシと同じ構造の窓サッシは、昭和49年から昭和60年にかけて建築された校舎に取り付けられており、これに該当し、危険性が認められた学校について、窓サッシの落下防止を目的とした補修工事を行った。当該工事は、平成28年度と平成29年度の2か年に分けて実施したものであり、請求者が監査対象として挙げる32件の工事は、平成29年度に実施した工事に当たる。

本件工事は、履行場所である32校それぞれを発注単位とし、32件の随意契約により執行した。業者の選定については、「川崎市契約規則等の

一部改正に伴う事務取扱いについて（昭和58年3月31日付け57川総用第240号助役専決。以下「助役専決文書」という。）」1(2)①において、現行、1件250万円以下の工事請負契約については、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されており、また、軽易工事取扱規程第7条第3号において、本市工事の経験があり、かつ、誠意があるものが選定すべき業者の要件となっていることから、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている市内中小企業のうち、過去3年間に市立学校において窓サッシに係る工事実績のある業者を選定し、見積り合わせにより契約相手を決定した。

(2) 軽易工事（随意契約）により執行した根拠

法第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、また、同条第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義とし、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方式をもって、普通地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきことは当然であるが、一方で、一般競争入札による契約方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続が煩さであり、また、広く誰でも入札に参加し得るというところから、資力、信用等のある者が果たして落札者となるかどうか、またその者が確実に契約を履行することが果たして期待できるかどうかを的確に把握することができないため、かえって普通地方公共団体が損失を招くおそれがある場合があることから、例外的に手続が簡略であり、資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知の上、選定できる契約方法について認めているものである。

これを受け、施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）第24条の2第1項第1号では、予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約によることができると規定している。金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することか

ら、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、一律随意契約によることができることとされているものである。なお、少額随意契約を行う場合、契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されているが、競争性や透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、助役専決文書により、原則3者以上から見積書を徴することとされている。

さらに、軽易工事取扱規程第2条第3号では、予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件250万円（需用費中10万円以下のものを除く。）以下の建物等の小破修繕等に類する原形復旧工事を軽易工事として定め、その契約事務を迅速に執行できるよう、所管局にて発注することとなっている。ここでいう原形復旧の概念について、本市における明確な解釈はないが、一般的には、形状、寸法、材質の等しい施設を復旧することを指し、原型に復旧することが不可能、著しく困難又は不相当である場合においては、従前の効用を復旧するための施設を建設し又は当該施設に代わるべき必要な施設を建設することも原形復旧に含まれるものとされている。

本件工事の対象となる窓サッシは、設置から30年から40年経過しており、設置当時と同様の外れ止めは既に生産されていないことから、設置当時の状態に復旧することは不可能又は不相当であると判断し、代替の外れ止めを用いることで、本来窓サッシが持つ落下防止の機能を回復させる処置を行った。

本件工事は、業者見積り額がいずれも250万円を下回ったことから、見積り合わせによる契約が可能であり、また、児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、さらに、従前の効用を復旧する原形復旧工事に該当するものであることから、軽易工事として取り扱ったものである。

(3) 工事の発注単位について

工事の発注単位については、本市における明確な基準が存在するものではない。受注業者の受注意欲を喚起させるために、施工場所が複数ある数件の工事を1件にまとめて発注するケースもあるが、必ずしもそうすべき、という方針や指導はなく、どのような発注単位とするかについては、個別の案件ごとに検討する必要がある。

本件工事の対象である32校は、履行場所が全て異なることから、学校ごとに契約を執行することが原則であり、32件全てが予定価格250万円以下の原形復旧工事であることから、それぞれを1件の軽易工事として執行することに問題はないものとする。

また、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（平成27年条例第84号。以下「中小企業活性化条例」という。）第19条第1項において「市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者（市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。）の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。」と規定されており、市内中小企業の受注機会の増大を図るよう努めるものと明記されている。

本件工事は、学校運営上の理由から、夏季休業期間に一斉に行う必要があるが、仮に本件工事を1つの契約にまとめた場合、32校分の工事を1つの業者が2か月弱の期間で完了させなければならない。1校当たりの作業日数が3日から1週間程度かかることから、受注可能業者はより対応力の高い企業に限られてしまうことが考えられ、これは、市内中小企業の受注機会増大を求めた中小企業活性化条例に沿わない考え方となる。

さらに、本件工事を1件又は複数件の契約にまとめた場合、軽易工事として取り扱うことができる金額を超えるため、財政局契約課において競争入札が執行されることとなる。この場合、契約規則第13条第1項に「市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し」と規定されていることから、入札に当たって設計を行う必要が生じる。この場合、予算への計上から設計、工事完了までには約3年程度を要することとなるが、迅速な対応が求められている中、あえて競争入札を選択する合理性はない。

(4) 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

ア 「1(2)違法性について」は、全て否認する。まず、前記「(2)軽易工事（随意契約）により執行した根拠」で示したとおり、本市は本件工事に関して、外れ止めの新設工事では

なく、代替の外れ止めを用い、従前の落下防止機能の回復を目的とした原形復旧工事であると認識している。

また、施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条の2第1項第1号において、予定価格が250万円以下である工事契約は随意契約によることができると規定されており、地方自治法等の関係法令に違反している事実はない。

さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、本件工事においては助役専決文書に従い、3者による見積り合わせを行うことで、競争性を確保するとともに、価格の妥当性について確認している。

イ 「1(3)川崎市が被った損害の補填については、全て否認する。この理由については、「シ」で示す。

ウ 「2(2)「軽易工事」の該当性については、5行目「新設工事であること」以降について、前記(4)ア1段落目の理由により、否認する。

エ 「2(4)教育委員会における「軽易工事」実施の事務処理原則については、「軽易工事該当工事でなかったものであります。」の箇所について否認する。教育委員会事務局における軽易工事契約事務は、軽易工事取扱規程に基づき行われているものであり、これによると、第3条第1項にある「軽易工事の必要が生じたとき」が契約事務の起点となっている。つまり、教育委員会事務局において軽易工事の必要性が生じたことを認知する方法として学校から営繕申請書の提出を求めているものであり、学校からの営繕申請書の提出が軽易工事実施に当たっての必須条件ではない。

本件工事については、学校からではなく教育委員会事務局教育環境整備推進室において軽易工事実施の必要性を認めた上で発注している。

オ 「2(5)「軽易工事」該当性のまとめ」及び「2(6)違法性の判断については、前記アからエの見解に基づき、否認する。

カ 「2(8)総務省判断の検証について」の3段落目は、全て否認する。履行場所は、契約により生じた債務の履行地であり、本件工事契約は、各学校における窓サッシの補修工事の請負であることからして、必然的に履行場所は、当該窓サッシが設置された個々の学校と

いうことになる。明らかに別住所であるそれぞれの学校をまとめて、履行場所もほぼ同じであると判断することに合理性はない。

キ 「2(8)総務省判断の検証について」の5段落目は、上から6行目の「教育委員会は、市内全域が」から「契約方針ではないようであります。」の箇所について、否認する。前記「(3)工事の発注単位について」で示したとおり、原則として工事契約は学校ごととしているが、仕様の統一が可能であり、業者の受注意欲を喚起させるような場合は、複数の学校について施工をまとめた契約を締結することがある。しかし、この場合においても履行場所が複数あるという認識であり、市内全域を1つの履行場所として捉えているわけではない。

ク 「2(8)総務省判断の検証について」の6段落目は、「1件工事として事務処理しても何ら問題はないものであります。」の箇所について、否認する。前記「(3)工事の発注単位について」で示したとおり、本件工事を1件の契約にまとめることは困難であり、そうした契約執行の方法について、本市で指導又は推奨されている事実はない。また、1件の工事としてまとめて契約した場合、1つの業者が同時期に並行して32校の学校で工事を行うことが求められ、施工可能な業者は限られてしまう。これは、工事の発注対象を適切に分離、分割することを求めた中小企業活性化条例の考え方に逆行する契約手法であり、問題があると言える。

ケ 「2(8)総務省判断の検証について」の7段落目は、前記カからクの見解により、否認する。

コ 「2(9)計画発注については、2段落目について、全て否認する。前記エで示したとおり、学校における軽易工事の実施について、営繕申請書の提出は、教育環境整備推進室が補修の必要性に関する情報収集のため求めているものであり、その必要性を認めることで契約手続を行うものである。

また、本件工事は、児童生徒の安全を確保するための工事であり、かつ休業期間中という限られた期間での発注が必要なことから、迅速な対応を要することは十分認識した上で施工しているものであり、1件当たりの工事費が250万円以下であったことから、軽易工事により対応した。このことについて、違法

性はないものと考えている。

サ 「2(10)損害の補填について」の1段落目は、前記アからコの見解により、否認する。

シ 「2(10)損害の補填について」の4段落目から10段落目は、全て否認する。

繰り返し示しているとおおり、本件工事は、軽易工事に該当する案件であり、その契約を随意契約（見積り合わせ）により執行することに違法性はないことから、補填すべき損害はないものとする。

ス 「4 疑問その1」について

外れ止め部品は既製品がないため、受注業者の自社製品又は外部発注製品により対応している。そのため、各社の生産能力、生産数、企業努力等の結果により、単価に差異が生じているものと思われる。

また、特記仕様書などはない。

セ 「5 疑問その2」について

初めに、サッシ外れ止めと外障子外れ止めは、標記は異なるが、いずれもサッシの落下を防止するための製品である。また、前記スでも示したとおおり、外れ止め部品は請負業者の自社製品等であるため、部品単価に差異が生じているものと思われる。

また、発注仕様書の内訳の記載については、本件工事は規模・数量等が公共積算基準に該当するほどの工事ではないため、統一した仕様書を作成する必要がなかった。

ソ 「6 疑問その3」について

前記セで示したとおおりである。

タ 「7 疑問のまとめ」について

まず、外れ止めの単価については、前記ス及びセで示したとおおり、外れ止めは請負業者の自社製品等であるため、各社の生産能力、生産数により単価の差異が生じることについては許容されるものとする。

また、発注仕様書の内訳記載については、本件工事で統一した仕様書を作成せずとも、業者が見積りを行うに当たっては不都合がないため、統一しなかった。

なお、契約規則第14条第1項の「予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。」との規定は、国の予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第80条第1項と同一の条文であり、この条文は、競争入札において、ある入札価格を構成する一部の要素について見れば、他の入札の価格の場合のそれより有利であって

も、一定の給付に対する総額において国に不利であれば、これを落札価格とすることは適当ではない。すなわち、入札による競争は総額によって行うことが適切である。したがって、予定価格についても、個々の構成部分の単価について定めることなく、入札に付する事項の総額について定めることとした予算価格総額主義を明確にしたものと解釈されている。契約規則第25条において「市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」とあることから、随意契約においても予定価格総額主義の考え方がとられることから、個々の積算単価については、落札者決定に際して判断材料とはならないものとする。

前記のとおり、本件工事の受注者決定に当たっての見積り合わせは、法令等にのっとり適切に行われたことから、本市に対し損害を与えた事実はない。

チ 「8 仮に教育委員会が小破修繕及び原形復旧工事であると主張した場合」は、前記「(2)軽易工事（随意契約）により執行した根拠」等で示した理由により、全て否認する。

ツ 「9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合」の第2段落について、特命随意契約を締結できる場合として、施行令第167条の2第1項第5号では「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」が規定されているが、これは実際に災害が起きているような状況下等で、競争入札による手続をとることが、目的時期を失し、本市にとって不利益を被る場合に適用可能なものであり、可能な場合は、複数の業者から見積りを徴することを求められることなどからすると、極めて限定的な取扱いをしなければならないものだと考える。窓サッシの落下防止という目的からすれば、早急に補修工事を進めるべきだと考えるが、現に災害等が起これば市民生活に重大な影響を及ぼすような状況ではないことを踏まえると、前記条文を適用し特命随意契約の場合には該当しないものであると考える。

テ 「9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合」の第3段落については、前記「(1)本件請求に関する事実経過」第1段落に示したとおおりである。

(5) 川崎市職員措置請求書(補足説明書)の記載事項に対する本市の見解

「1 2018(平成30年)7月13日付け川崎市職員措置請求書における「(8)総務省判断の検証について」の補足説明について」は、全て否認する。本件工事を1件の工事にまとめず、32件の工事として執行した理由については、前記「(3)工事の発注単位について」で示したとおりであるが、これは、仮に本件工事を1件ではなく3件にまとめたとしても状況は同じであることから、同様の理由により否認するものである。

(6) 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い、適正に執行したものであり、違法又は不当との評価を受けるものではないと考える。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事について

ア 定義

軽易工事は、施行令第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものであり、軽易工事取扱規程第2条の規定において、「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く)以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」とされているが、財政局によれば、市における「原形復旧工事」の定義はない。

イ 事務手続

軽易工事取扱規程第3条において、予算執行部局長は、軽易工事の必要が生じたときは、同第7条に規定する業者(①本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。②工事の履行場所の近くに事務所を有すること。③本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの。)から、なるべく2名以上の適格者を選定して工事見積書を提出させるものとされている。

また、助役専決文書において、1件250万円以下の工事請負については、原則として3者以上の見積り合わせによることとされており、本件工事は、いずれも3者から見積書が提出されている。

ウ 関係法令等

軽易工事(随意契約)に係る法令等について、別紙2に掲げた。

(2) 250万円を超える工事について

教育委員会事務局において、250万円を超える建築工事(250万円以下の原形復旧工事以外の工事を含む)を行う必要が生じた場合、まちづくり局に工事を依頼することとなる。まちづくり局の受託工事については、原則、翌1年目に設計を実施し、翌2年目以降に工事を実施することとなるが、設計に必要な調査等は、あらかじめ教育委員会事務局において行う必要がある。

また、工事の入札及び契約手続については、財政局において行うこととなるが、同局の資料によれば、その所要期間は、予定価格が5,000万円未満の場合はおおむね34日程度、5,000万円以上の場合は47日程度を要するとされている。

(3) 窓サッシ落下防止補修工事の概要

窓サッシ落下防止補修工事は、窓サッシ外れ止めの経年劣化による欠損に起因して、平成27年度及び平成28年度に計3校で発生した窓サッシ落下事故に端を発するもので、当該3校と同じ構造の窓サッシを備えた、昭和49年から昭和60年に建築された校舎のうち危険性が認められたものを対象とし、本件工事のほか、平成28年度にも49校で工事が行われ、計81校の工事をもって完了している。

工事の内容は、既存の外れ止めに、割れやひび等の欠損が生じた箇所につき、代替部品との交換により、従前の落下防止機能の回復を図るものであり、81校においても、欠損のない箇所は、工事の対象とされていない。

工事の発注単位は、平成28年度は2校を単位としている契約が7件あるが、平成29年度の32件はすべて1校単位である。

見積り合わせは、2か年とも1件につき3者から見積書を徴収しているが、平成28年度は42件で延べ13者から徴収しているのに対し、平成29年度は32件とも同一の3者から徴収している。また、平成29年度は、工事の発注は1校単位としているが、業者への見積り依頼日及び見積書の提出期限等については、中原区の1件(校)を除いて、川崎区の計6件(校)、幸区・中原区・高津区の計11件(校)、宮前区・多摩区・麻生区の計14件(校)において、それぞれ同日である。さらに、32件とも提出期限を過ぎてから各見積書が提出されており、その日付は3者とも同日である。

受注業者は、2か年とも同一の3者であるが、平成28年度は各区で混在した受注結果とな

っているのに対し、平成29年度は①宮前区・多摩区・麻生区の計14件(校)で1業者、②川崎区の計6件(校)で1業者、③幸区・中原区・高津区の計12件(校)で1業者と区ごとに受注業者が分かれる結果となっている。また、前述の見積書の提出日と併せてみると、①の受注業者決定後に②の各見積書が提出され、②の受注業者決定後に③の各見積書が提出されている。

本件工事の履行時期は、おおむね夏季休業期間を中心として、7月下旬から10月下旬の間となっているが、完成期限はいずれも10月31日とされている。

本件工事の執行に際しては、特定の事業として予算立てはせず、既存の一般営繕費の中で対応されている。また、当初から軽易工事として執行することを前提に進められており、まちづくり局との協議調整は行われていない。

4 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨について

本件措置請求は、本件工事は軽易工事に該当せず、かつ、1件で行うべき工事を複数の工事に分割したものであるため、施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により契約を締結したことが違法であるとし、当該契約に関わった市職員に対し、適法に行った契約(一般競争入札若しくは指名競争入札)の場合との差額である市が被った損害を補填するために必要な措置を行うよう勧告することを求めている。

(2) 軽易工事の該当性について

ア 請求人は、本件工事はいずれも「サッシ外れ止め部品」を新たに取り付ける新設工事であり原形復旧工事に当たらないこと、教育委員会の事務処理原則に基づく学校からの営繕申請書が提出されていないこと及び計画発注工事であるために迅速対応の必要性がないことをもって軽易工事に該当しないと主張していることから、この点に関して、本件工事が軽易工事に該当するかにつき、以下検討する。

イ 前記3(1)アのとおり、本市において「原形復旧」の定義は存在しないことから、その該当性については、各所管部署により、工事の内容を踏まえ判断されることとなる。

そこで、工事の内容を個別にみると、前記3(3)のとおり、窓サッシ外れ止めという一部品につき、割れやひび等、欠損が生じた箇所の交換を行うことで、従前の落下防止機能の回復を図るものであるが、本来であれば、同

一品との交換をすべきところ、経年により既に設置当時の部品が生産されていないことから代替品を用いたものであり、これを原形復旧の範囲と考える所管部署の判断について、妥当性を欠くとはいえない。

ウ また、営繕申請書についてみると、請求人が主張する事務処理原則とは、学校において軽易工事の必要性が生じたことを所管部署が認知するための一般的な運用に過ぎず、軽易工事取扱規程において、営繕申請書の提出は、軽易工事の要件とはされていない。同様に、迅速対応の必要性も要件とはされておらず、計画性のある工事は軽易工事の対象から除かなければならないという事実もない。

エ 以上の事情を鑑みれば、請求人が主張する事実をもって、学校単位とした本件工事がただちに軽易工事に該当しないと認められない。

(3) 工事の分割発注について

ア 請求人は、本件工事は業務内容がすべて同じで、履行場所、履行時期もほぼ同一といえること、また、教育委員会事務局の過去の契約事例において、複数の履行場所をまとめた契約があることをもって、1件で行うべき工事を複数の工事に分割して発注したと主張していることから、本件工事が分割発注によるものといえるかにつき、以下検討する。

イ 業務内容についてみると、前記3(3)のとおり、窓サッシ外れ止めの欠損が生じた箇所のみを工事の対象としていることから、学校により部品の数量は異なり、一部学校のみ交換を実施している部品(戸車等)もあるが、工事の目的を踏まえると、対象の主体はあくまでサッシ外れ止めである。履行時期についても、完成期限はいずれも同日であることを踏まえると、同種工事であることが認められる。

ただし、履行場所については、学校が単位となっており、学校の所在区ごとに捉えれば同一区内の施設ではあるものの、住所、敷地が異なるこれらの施設の工事を、必ず一体として取り扱わなければならないとまでは認められない。したがって、個々の学校を基本単位として発注したことが、分割発注に当たるとまではいえない。

(4) 本件工事に係る事務執行の相当性について

ア 本件工事については、個々に工事内容を捉えれば軽易工事に該当せず、また、分割発注に当たるとまではいえないが、窓サッシ落下

防止補修工事の全体をみると、2か年にわたり81校もの学校で施工され、その総額は、1億4,400万円を超える。当該事業規模を踏まえると、執行に至るまでの検討経過や工事の発注の方法等、係る事務が適正に執行されたといえるか疑義が残るため、以下検討する。

イ 市の説明によれば、軽易工事（随意契約）の長所のみを指摘し、あえて競争入札を選択する合理性はなかったとしているが、随意契約は、いったんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれがあるとされる短所について留意すべきである。地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いは厳正に行わなければならない。

ウ こうした原則の下、本件工事の総事業規模を勘案すれば、当然に競争入札を前提に検討すべきであるし、児童生徒の安全確保という重要性や緊急性に照らせば、設計期間等の短縮に向けて、まちづくり局との協議調整も必要なところ、設計及び競争入札となれば相応の日数を要してしまうと所管部署のみで判断し、軽易工事を前提として進められたことには疑問が残ると言わざるを得ない。

エ 見積書の提出においても、本件工事の見積業者は、いずれも特定の3者で固定されている上、3者が揃って、かつ、学校が所在する区単位で明確に分かれて受注しており、さらに、当該受注区分ごとに見積書の提出日及び受注業者の決定日が近接した3回に分かれていることなど、見積り合わせが形式的なものであったとの疑問も残る。

この点について、市の説明によれば、本件工事に求められる緊急性や確実性を踏まえ、業種や、学校における過去3年間の軽易工事の実績を踏まえた業者選定を行ったとのことであるが、一連の工事である平成28年度の42件においては、延べ13者から見積書を徴収していることから、平成29年度分においてのみ、緊急性や確実性を訴えることが妥当であるとはいえない。

また、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている、前述の3者以外の市内中小企業においても、市長事務部局を含めれば、過去3年間の契約実績

を有している業者がおり、それらの業者では対応できないほどの特殊な性質を、学校の窓サッシ補修工事が有しているとは考えにくい。

オ また、市によれば、現状壊れていない箇所や対象外の学校については、現状では補修の必要はないものと考えており、新たに劣化が進む場合は、工事を検討しなければならないとしているが、本件工事の発端である窓サッシ落下事故の原因が、外れ止めの経年劣化にあることを鑑みれば、現状欠損のある箇所のみを交換しても、他の箇所の劣化は進行することから、予防保全の観点から、落下の危険性が完全に排除したとまではいえないものと考えられる。本件工事の中には、契約金額が248万円を超えるものなど、軽易工事の上限額に極めて近い額の工事も複数件あり、そうした工事における受注業者以外の見積額は、250万円を超えているものもある。こうした事情を踏まえると、1件当たりの金額を250万円以下に抑えるために、工事の対象を欠損のある箇所に限定したと考えられなくもない。

カ 以上の事情を鑑みれば、本件工事に係る事務執行につき、執行に至るまでの検討経過や工事の発注方法及び見積業者の選定方法において相当性を欠く点が認められ、競争原理が働きにくい態様であったことは否定できない。

キ しかしながら、請求人が主張するように、そのことにより市に損失が生じているというためには、高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。

この点について、本件工事が他の競争入札等の方法によれば減額されたらとまで認められる証拠はなく、本件工事によって具体的な損害が発生したとは認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件工事を1校ごとに軽易工事（随意契約）により執行したことに関し、ただちに違法、不当な事実があるとは認められず、請求人の主張には理由がない。

なお、係る事務執行については、相当性を欠く部分があるが、それにより市に具体的な損害が発生したとまでは認められないから、本件措置請求はこれを棄却する。

5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

前述のとおり、地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いは厳正に行わなければならない。

突発的な小破修繕等における軽易工事の有用性は論をまたないが、本件工事のように事業規模が大きく、かつ、児童生徒の安全確保という特殊性を有するような案件については、一所管部署にとどまらず、局全体における重要な課題と捉えて対応について十分な検討を行い、関係局との協議も行った上で、契約方法を決定することが望ましいと考える。

この場合、競争入札によったとしても、発注単位を工夫することなどにより中小事業者の受注機会の増大を図ることは、十分可能と思われる。

また、軽易工事として執行する場合においても、見積り合わせの趣旨は、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うためのものであり、単に3者から見積書を徴収すればよいというものではない。見積り合わせを行う際においても、競争性を前提として業者選定を行うという点では指名競争入札と同一であるから、特定の業者に偏ることなく、しっかりと競争原理を働かせる必要がある。

以上につき、市民から疑念を抱かれることのないよう、十分に留意して事務を執行されることを要望する。

※ 請求書及び各補足説明書本文については、請求人の職業を省略したほか、おおむね提出された原文に従って記載した。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。

本件措置請求に係る窓サッシ落下防止補修工事 32件 (平成29年度)

No.	学校名	区	回議書施行日	契約金額 (円)	受注業者
1	藤崎小学校	川崎区	H29. 7. 21	2, 187, 864	寺尾サッシ工業株式会社
2	東大島小学校	川崎区	H29. 7. 21	1, 955, 124	寺尾サッシ工業株式会社
3	向小学校	川崎区	H29. 7. 21	2, 195, 208	寺尾サッシ工業株式会社
4	田島小学校	川崎区	H29. 7. 21	2, 184, 300	寺尾サッシ工業株式会社
5	川崎小学校	川崎区	H29. 7. 21	2, 160, 864	寺尾サッシ工業株式会社
6	渡田中学校	川崎区	H29. 7. 21	2, 073, 600	寺尾サッシ工業株式会社
7	古川小学校	幸 区	H29. 7. 24	2, 138, 400	三王建設株式会社
8	小倉小学校	幸 区	H29. 7. 24	1, 998, 000	三王建設株式会社
9	日吉中学校	幸 区	H29. 7. 24	2, 019, 600	三王建設株式会社
10	木月小学校	中原区	H29. 7. 24	1, 717, 200	三王建設株式会社
11	東住吉小学校	中原区	H29. 7. 24	1, 576, 800	三王建設株式会社
12	中原小学校	中原区	H29. 7. 24	1, 755, 000	三王建設株式会社
13	下小田中小学校	中原区	H29. 7. 24	2, 311, 200	三王建設株式会社
14	住吉中学校	中原区	H29. 7. 24	1, 771, 200	三王建設株式会社
15	中原中学校	中原区	H29. 7. 24	1, 371, 600	三王建設株式会社
16	坂戸小学校	高津区	H29. 7. 24	1, 512, 000	三王建設株式会社
17	梶ヶ谷小学校	高津区	H29. 7. 24	2, 181, 600	三王建設株式会社
18	久地小学校	高津区	H29. 7. 24	896, 400	三王建設株式会社
19	南野川小学校	宮前区	H29. 7. 20	2, 405, 160	関東サッシサービス株式会社
20	宮崎小学校	宮前区	H29. 7. 20	1, 699, 920	関東サッシサービス株式会社
21	有馬小学校	宮前区	H29. 7. 20	2, 305, 800	関東サッシサービス株式会社
22	白幡台小学校	宮前区	H29. 7. 20	1, 846, 800	関東サッシサービス株式会社
23	菅生小学校	宮前区	H29. 7. 20	2, 484, 000	関東サッシサービス株式会社
24	向丘中学校	宮前区	H29. 7. 20	1, 544, 400	関東サッシサービス株式会社
25	宿河原小学校	多摩区	H29. 7. 20	1, 344, 600	関東サッシサービス株式会社
26	三田小学校	多摩区	H29. 7. 20	1, 587, 600	関東サッシサービス株式会社
27	生田小学校	多摩区	H29. 7. 20	2, 206, 440	関東サッシサービス株式会社
28	稲田中学校	多摩区	H29. 7. 20	2, 452, 680	関東サッシサービス株式会社
29	生田中学校	多摩区	H29. 7. 20	1, 815, 480	関東サッシサービス株式会社
30	南百合丘小学校	麻生区	H29. 7. 20	1, 678, 320	関東サッシサービス株式会社
31	東柿生小学校	麻生区	H29. 7. 20	1, 857, 600	関東サッシサービス株式会社
32	西生田中学校	麻生区	H29. 7. 20	2, 054, 160	関東サッシサービス株式会社

※ 回議書施行日は、支出負担行為確定日及び請書提出日と同日である。

別紙2

**軽易工事（随意契約）に係る法令等
（本件措置請求に関連する部分のみ）**

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 別表第五（第六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
-------------	------------	-------

3 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）

(随意契約によることのできる場合の限度額)

第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることのできる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

- (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円

4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程

(昭和49年訓令第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める局の長をいう。
- (2) 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。

(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。

(工事見積書の徴取等)

第3条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。

2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行伺（以下「予算執行伺」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。

3 前項本文の規定による審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとする。

(工事執行部局の長の承認)

第4条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行伺の承認を行うものとする。

(随意契約の締結等)

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行わなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

- (1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。
- (3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

別表

工事の種類	内 容
建築	扉(とびら)、雨樋(どい)、日除(よけ)、壁張り、塗装、畳、案内板、目かくし、カーテン、建具、ブラインド、シャッター、すのこ、庇(ひさし)、看板、塀(へい)、流し、棚(たな)、屋根葺(ふき)替え、手摺(すり)、網戸、間仕切、タイル、スレート、モルタル、窓枠、飾り石、下屋、床、天井、壁等に関する工事
設備	電灯、ボイラー、ポンプ、配水、水飲み場、便器、フラッシュバルブ、換気扇、浴槽(そう)、高架水槽(そう)、電気器具取替え、水道き裂破損、放送機器、受配電器具、排水つまり、築炉、浄化槽(そう)等に関する工事
土木	防護柵(さく)、反射鏡、側溝、道路照明、道路標示、路面の部分的補修等に関する工事
造園	植栽等に関する工事
下水	人孔補修、人孔嵩(かさ)上、下水管の部分的補修、下水管のごみ上げ、防護柵(さく)等に関する工事

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第83号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年9月14日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第84号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	過随6月	平成30年10月1日(過随6月分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	1期以降	平成30年10月1日(1期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	1期以降	平成30年10月1日(1期分~3期分)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	2期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	1期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	3期以降		計4件
平成30年度	国民健康保険料	4期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	4期以降		計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第85号

次の介護保険料に係る配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第86号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期以降		計2件
平成30年度	国民健康保険料	第1期以降	平成30年10月31日 (第1期分)	計13件

(別紙省略)

 幸 区 公 告

川崎市幸区公告第34号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月13日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第1期～第5期分)	計6件
平成30年度	介護保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第1期～第4期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第1～3期分)	計4件
平成30年度	介護保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第1～2期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第5期分)	計3件
平成30年度	介護保険料	第1期以降		計5件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第35号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第1期分、第2期分、第3期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第2期以降	平成30年10月1日 (第2期分、第3期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第2期以降		計3件
平成30年度	国民健康保険料	第3期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第3期以降	平成30年10月1日 (第3期分)	計6件
平成30年度	国民健康保険料	第3期以降		計3件
平成30年度	国民健康保険料	第4期以降		計5件

別紙省略

川崎市幸区公告第36号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	過年6月	平成30年10月1日 (過年6月分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第1～3期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第37号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年9月14日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第49号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期以降		計12件
平成30年度	国民健康保険料	第3期以降		計7件
平成30年度	国民健康保険料	第4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第50号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	平成30年10月1日（第1・2期分）	計4件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成30年10月1日（第1期分）	計6件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第52号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月14日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	平成30年10月1日（第1期分・第2期分）	計5件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第3期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第53号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料			計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第54号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月14日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	過随4月	平成30年10月1日 (過随4月分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	1期以降		計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	1期以降	平成30年10月1日 (1期分・2期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	1期以降	平成30年10月1日 (1期分～3期分)	計30件
平成 30年度	国民健康 保険料	2期以降		計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	2期以降	平成30年10月1日 (2期分・3期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	特2月		計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	3期以降		計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	4期以降		計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第53号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によ

り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月 3日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第5期分以降 (普通徴収)	平成30年8月31日 (第4期分)	計9件
平成 30年度	介護 保険料	第1期分以降 (特別徴収)		計5件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第54号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月14日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降	平成30年10月1日 (第1期分・ 第2期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第55号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 9月14日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年度	科 目	期 別	この公告によって 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期 以降		計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成30年10月1日 (1期分～3期分)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期 以降		計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期 以降		計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期 以降	平成30年10月1日 (3期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	過随8月	平成30年10月1日 (過随8月分)	計1件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第68号

次の国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月5日

川崎市多摩区長 石本孝弘

年度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成 30年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第69号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市多摩区長 石本孝弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備 考
平成 30年度	介護保 険料	普第1-4期		1件
平成 30年度	介護保 険料	普第5期以降	平成30年10月1日 (第5期分)	5件
平成 30年度	介護保 険料	特第4期以降		10件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第70号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市多摩区長 石本孝弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成 30年度				計2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第71号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市多摩区長 石本孝弘

年 度	科 目	期 別	この公告により変 更する納期限	件数・備考
平成30 年度	国民健康 保険料	第1期 以降		計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成30年10月1日 (第1期分～ 第3期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期 以降		計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計10件

平成30年度	国民健康保険料	第3期以降	平成30年10月1日 (第3期分)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第4期以降		計5件
平成30年度	国民健康保険料	第7期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	過随8月	平成30年10月1日 (過随8月分)	計1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第51号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第5期分	平成30年10月1日 (第5期分)	計5件
平成30年度	介護保険料	第5期分		

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第52号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第5期分	平成30年10月1日 (第5期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第53号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	過年7月	平成30年10月1日 (過年7月分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年10月1日 (第1期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期以降	平成30年10月1日 (第1期分・第2期分・第3期分)	計13件
平成30年度	国民健康保険料	第2期以降		計3件
平成30年度	国民健康保険料	第3期以降		計6件
平成30年度	国民健康保険料	第3期以降	平成30年10月1日 (第3期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第54号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年9月14日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料			計1件

別紙省略

辞 令

平成30年9月30日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
こども未来局子育て推進部担当課長 (内閣府派遣)	蔵品 智夫	こども未来局子育て推進部保育課長
こども未来局子育て推進部保育課長	須山 宏昭	こども未来局子育て推進部保育所整備課担当課長
建設緑政局自転車利活用推進室担当課長	小峰 俊明	建設緑政局自転車利活用推進室課長補佐

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市立井田病院形成外科兼務	畑野 麻子	市立川崎病院形成外科医長